

■年頭のごあいさつ 4

■平成27年総務大臣年頭所感 6

全国市長会会長 長岡市長 ● 森 民夫
総務大臣 ● 高市早苗

特集

人口減少時代をどう乗り越えるか

「寄稿1」女性が活躍する社会をつくるために 24

株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長 ● 小室淑恵

「寄稿2」人口減少時代のまちづくりとコミュニティ循環経済 27

千葉大学法経学部教授 ● 広井良典

「第14回市長フォーラム」少子化・人口減少社会における 30

都市自治体のあり方

特別講演：人口減少時代の処方箋

野村総合研究所顧問、東京大学公共政策大学院客員教授、
日本創成会議・人口減少問題検討分科会座長、元総務大臣、前石川県知事 ● 増田寛也

■とっておき！美しい都市の景観 3

「衆楽園」津山市（岡山県）

■食から考える カ・ラ・ダいきいきライフ（服部幸應 監修） 10

冬大根の甘みを、昆布だしと白みそが引き立てる 京風お雑煮

■市長座談会 11

女性市長大いに語る——森会長を囲んで——

座談会出席市長 ● 全国市長会会長 長岡市長・森 民夫

高萩市長・小田木真代／鈴鹿市長・末松則子／大津市長・越 直美
倉敷市長・伊東香織／宇部市長・久保田后子

表紙イラスト：山本 陽
本文イラスト：川名 京

市政ルポ 42



四日市市（三重県）
地域資源の活用で目指す
産業と文化の調和した環境先進都市

四日市市長 ● 田中俊行

■世界の動き／極東に新たな変化の兆

時事通信社元解説委員長 ● 金重 紘 …… 36

■経済の動き／地域のニツチ戦略

東京大学大学院教授 ● 伊藤元重 …… 38

■自治の動き／地方分権から地方創生へ

ジャーナリスト ● 松本克夫 …… 40

■法令相談室から

最高裁判平成26年1月16日第一小法廷決定

— 地方公共団体の長の法的責任について —

全国市長会顧問弁護士 ● 石津廣司

■マイ・プライベート・タイム

集いの地「かづの」への想い

鹿角市長 ● 児玉 一

■わが市を語る

◆市民が創るくらしたい栗原

栗原市長 ● 佐藤 勇

◆市民と築く美しい景観のまち

市川市長 ● 大久保 博

◆みんなで築くささえあいと活力の都市を目指して

みよし市長 ● 小野田賢治

◆「つながりの豊かなまち」を目指して

糸満市長 ● 上原裕常

■歴史に見る リーダーと、それを支えた人たち

名二代目の名を高める — 黒田長政 (九) —

作家 ● 童門冬二

■編集後記

■市政ギャラリー 都市の素顔

「甲府市城址」(山梨県)

■都市のリスクマネジメント …… 56

交渉①

市町村アカデミー客員教授 ● 大塚康男

■全国市長会の動き — Mayors' Action …… 68

■平成27年度における東日本大震災に係る被災市町村に対する人的支援について(依頼) …… 73

■〔東北復興応援企画〕 美味しい!! 楽しい!! 美しい!! …… 74

年頭のごあいさつ

個性を發揮した地域の発展のために



全国市長会会長 長岡市長

森 民夫

年頭にあたりまして、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

全国市長会の運営及び諸活動につきまして、旧年中に賜りましたご支援、ご協力に深く感謝申し上げます。昨年は、広島市での土砂災害や各地での集中豪雨災害、御嶽山の噴火、12月早々の大雪など災害続きの1年でした。被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。今年こそ穏やかな一年になることを皆さんとともに祈りたいと思います。

さて、昨年は、日本創成会議の人口減少問題検討分科会が「ストップ少子化・地方元気戦略」と題する提言を発表し、「消滅可能性都市」というセンセーショナルな言葉が大きくクローズアップされました。このことを受けて、第2次安倍改造内閣では、人口減少対策を中心とする「地方創生」が政権政策の大きな柱として位置付けられ、昨年末に発足した第3次安倍内閣におきましても重要な政策課題とされております。全国市長会会長として、

また地域のまちづくりを担っている市長としても、大きな期待を持っているところであり、

地方創生につきましては、昨年11月に衆議院が解散される直前に「まち・ひと・しごと創生法」、いわゆる地方創生法が成立しております。すでに石破地方創生担当大臣とは、法律が成立する以前から個別に面会しているほか、2回にわたって開催された「地方創生大臣と地方六団体の意見交換会」において、率直な意見交換を行ってまいりました。これらの意見交換の中で、石破大臣からは、「地方創生は、国・地方がともに手を携えて実施しなければならない」「地方の利益と国の利益が反することはないので、ともに考えて仕組みを変えていかなければならない」などの発言がありました。私からは、人口減少問題はマクロの視点からの取組が必要であり、市町村単体だけでなく、複数市町村の連携が重要であること、各都市の競争条件が異なってい

ることをしっかり把握すべきであること、国の縦割りの排除が重要で、省庁の施策を組み合わせることができるのは市町村であることなどを強くお伝えしました。昨年末に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総合戦略」は、これらの意見交換が効果を果たした結果と評価できるのではないのでしょうか。

もとより人口減少問題は、各都市自治体もっとも危機感を持っている問題であります。それゆえ、これまでも地域の活性化や産業振興、子育て支援施策の充実に懸命の努力を積み重ねるなど、地域の実情に合わせた様々な単独事業を実施してきております。今回、政府が地方創生を進める上で「地方の発意と自主性に任せる」とする地方の意向を重視する姿勢は、それぞれの地域の実情に応じた施策を行うという観点から、大いに歓迎するところではあります。しかし、それが「地方への丸投げ」「地方への責任転嫁」であって

はならず、国が行うべきこと、国でなければ行えないことは国がしっかりと責任を持ち、国の責任において施策が実施されなければなりません。自由度の高い交付金の創設や、岩盤規制の撤廃、縦割り行政の排除、ナショナル・ミニマムの確保などについて、国の責任の下で進めることを引き続き強く求めていかなければなりません。

このようなことから、全国市長会では、「人口減少問題で住民に最も身近な行政主体である基礎自治体が、まずもって取り組むべきことは、子どもを産み・育てやすい環境をつくることである」と考え、昨年七月、政策推進委員会の下に「少子化対策・子育て支援に関する研究会」を設置し、精力的に調査・研究を行っているところであります。

また、全国市長会では、昨年12月から、ホームページ上に「都市施策検索システム（全国都市自治体の特色ある取組み事例のデータベース化）」をスタートさせたところです。

本年度のテーマは「人口減少対策」で、すでに各市から660件を超える施策が登録（1月6日現在）されており、随時登録・更新ができますので、積極的にご活用いただきたいと存じます。

地方分権改革につきましては、昨年4月に、個々の地方公共団体等から提案を募集する「提案募集方式」が採用され、これまで時限法

の制定によって行っていた改革を、時限を限らずに継続して行っていくという大きな転換が図られました。しかし、その第1回目となる昨年は、地方から900件を超える提案がなされましたが、国から前向きな回答があったものはそれほど多くはなく、未だ地方分権に対する各省庁の抵抗は根強いものがあるといわざるを得ません。とりわけ、第一期地方分権改革から本会が求めてきた農地転用許可権限の市町村への移譲等の農地制度改革については、地方六団体が一体となって改革に向けた運動を強力に行っているところです。岩盤規制に風穴を開けるべく、その実現に向けて引き続き運動を展開していく所存です。

この一方で、地方分権が進み、都市自治体の役割や責任が大きくなっている中、それに見合った地方税財政の充実強化が必要であることは当然のことです。しかしながら、法人実効税率の見直しに伴う地方税収への影響や償却資産に対する固定資産税の議論、税収の多くが市町村に交付・譲与されている車体課税の見直し、ゴルフ場利用税の廃止要請など、都市税制をめぐる情勢は未だ予断を許さない状況にあります。

また、消費税率の引上げが平成29年4月に先送りされましたが、この引上げ分は社会保障財源に充てるとしていたものであります。各市町村では、子ども・子育て支援新制度の本年4月の本格施行に向け、条例の制定や基

盤整備等の諸準備を進めているところですが、消費税率引上げ先送りによって、その施行に影響を与えることはあってはならず、我々市町村が社会保障の充実確保に適切に対応できるよう、国において必要な財源を確実に手当てすることが必要です。

国民健康保険につきましても、運営主体の都道府県営化を着実に進める必要があります。

私が会長となつてから、皆様の団結のおかげで、2度にわたる政権交代や東日本大震災という荒波に立ち向かい、国と地方の協議の場の設置、地方単独事業に対応した地方消費税の確保、不適切な税制改正の阻止、地方公務員給与問題への対応、第2期地方分権改革の進展など、様々な課題に対応することができました。

しかし、依然として、都市自治体を取り巻く環境は厳しく、山積する課題への対応を的確に行っていくことが求められています。わが国の再生は地方の再生なくして成し遂げられません。その最前線に立つ我々市長同士が、住民の方々の幸せのため、地域の発展のため、さらにはわが国の発展のためにこれまでに一致団結し、ともに歩みを進めてまいりましょう。

結びに、全国各都市のますますのご繁栄とご発展を祈念申し上げます、新年のごあいさついたします。

平成27年総務大臣年頭所感

明けましておめでとうございます。

皆様におかれては、気持ちも新たに新年をお迎えのことと思います。

昨年9月に総務大臣に就任して以来、「ローカル・アベノミクス」の実現を掲げて、多くの課題に取り組んでまいりましたが、本年も、地域活性化、ICT施策、国の業務改革などに引き続き尽力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

以下、主要な課題について申し上げます。

日本は今、力強く動き始めた

この2年間に安倍内閣が進めたアベノミクスによって、「経済の好循環」が生まれ始めています。ようやくつかんだデフレ脱却のチャンスを手放すことなく、企業収益の改善、国内投資の拡大、高生産性部門への失業なき労働移動、雇用の拡大と所得増、消費の拡大という、「成長の好循環」を実現し、日本経済を揺るぎない成長軌道に乗せていかなければなら

りません。

他方、「地方では、まだ景気回復を実感できない」「電気代、ガソリン代や食品価格などの上昇によって、家計が苦しい」といった切実なお声も多く伺います。経済の好循環を拡大し、これを全国津々浦々まで行き渡らせるためには、地方自治体を核としたローカル・アベノミクスの取組がカギとなります。各地域で雇用と所得が増大し、家計で景気回復を実感することができるよう、地域の特長を活かした持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。

また、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与する姿を目指し、「経済再生と財政健全化の両立」に向けた努力も続けてまいります。

東日本大震災被災地の復興を加速する

私たちには、東日本大震災の被災者の声に

応えていく責任があります。安倍内閣の閣僚は、全員が復興大臣のつもりで被災地の復興に取り組みます。

地方公務員による被災自治体への人的支援については、全国の自治体の積極的な協力により、これまでに延べ8万7000人以上、平成26年4月現在で、2229人の職員が被災自治体に派遣されています。

総務省としても、被災自治体の要望等を踏まえ、全国の地方公共団体に職員派遣を要請するほか、被災自治体での任期付職員の採用の支援、民間企業の人材活用の促進、被災自治体で働く意欲のある職員OBに関する情報提供を行うとともに、震災復興特別交付税などによる財政支援を行ってまいります。

また、患者・住民の医療健康情報を安全に保管する医療情報連携基盤の整備、ICTを活用した復興街づくりの推進などに取り組んでまいります。



総務大臣

たかいちさなえ
高市早苗

世界で一番安全な国を創る

「国家の究極の使命」は、国民の生命と財産を守り抜くことです。

総務省においても、災害・犯罪・テロリズム等への対策を強化し、皆が暮らしたい、行ってみたいと思える「世界で一番安全な国」を創るために力を注いでまいります。

国と地方が力を合わせて、社会インフラの老朽化対策、耐震化の加速、避難路・津波避難施設や救援体制の整備等、国土強韌化きょうじんを強力に推進しなければなりません。

総務省としては、これらの取組に対し、地方財政措置により支援してまいります。

昨年は、広島での大規模な土砂災害や御嶽山の噴火、長野県北部を震源とする地震などの自然災害により、全国各地で甚大な被害が発生しました。消防行政については、これらの災害の教訓を踏まえ、さらに、将来発生が予測される大規模地震や風水害等に備えて、消防防災体制を拡充・強化することが喫緊の課題です。緊急消防援助隊の大幅増隊を推進するとともに、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団への加入、特に女性や若者の入団の促進、消防団の装備の充実などを行ってまいります。

また、広島市で発生した土砂災害などを踏まえ、災害時の迅速かつ適切な情報提供を確保するため、放送ネットワークの強靱化やアラート（災害情報共有システム）の高度化・

早期普及展開など、防災対策へのICTの活用を進めるとともに、避難勧告等の防災情報をどのような範囲でどう伝達すべきかについて検討してまいります。

本格的な降雪期を迎え、高齢者の雪下ろし中の痛ましい事故が多発していることから、支援策の充実を積極的に検討してまいります。

また、誰もがICTを安心・安全に利用することのできる環境を実現するため、消費者利益や安全・信頼性の確保に努め、「サイバーセキュリティ基本法」を踏まえた情報セキュリティ上の脅威への対応などに取組んでまいります。

地方創生を強力に推進する

安倍内閣の最重要課題は「地方創生」です。地方の再生なくして、日本の再生なし。日本列島の隅々まで活発な経済活動が行き渡り、一人ひとりが暮らしの中で景気回復を実感できるように、「地方創生」に取り組んでまいります。

急速に人口減少・高齢化が進行している中、特に地方圏を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

まずは、長年にわたって農山漁村に暮らし、美しい国土を守り、日本が誇る伝統文化を育んでこられた方々が、安心して故郷に住み続けられる産業・生活・防災基盤の強化を進めなければなりません。その上で、地域での資金循環の仕組みをつくり、地方へのひと・しごとへの新しい流れをつくるのがきわめて重

要であります。

産学金官地域ラウンドテーブルを基盤に、雇用吸収力の大きな地域密着型企業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」や、電力の小売自由化を踏まえた「分散型エネルギーインフラプロジェクト」などを推進し、地域での経済の好循環を創造していきます。

また、国内外から地域への投資を呼び込むとともに、地元の産品を東京など、国内の消費地に展開し、人口増加で需要の拡大する東アジアや成熟した高価格市場を有するヨーロッパ等への販路開拓を図るため、総務省と全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」に日本貿易振興機構（JETRO）と中小企業基盤整備機構を接続させ、緊密な情報共有と様々な連携事業を推進することとしました。

さらに、公共施設のオープン・リノベーションにより新たなビジネス拠点を創出するなど、官民連携して地域の企業の生産性向上を支援し、地域全体の所得の向上を図ることで、税収増に直結する地域の経済構造改革に着手してまいります。

時間や距離を克服できるICTは地方の能力発揮の切り札となるものです。地域の農業、医療、教育、雇用、行政等の分野におけるICTの活用を一層進めることにより、地域産業の生産性向上や地域サービスの充実を図り、地域の活性化に貢献します。そのため、ICTを活用した街づくりに取り組み自治体

等への支援や、地方への新しいひとの流れをつくるテレワーク・サテライトオフィス等の遠隔勤務（ふるさとテレワーク）の促進、地域コンテンツ流通促進等による地域の魅力の情報発信支援等に取り組みとともに、地域においてもICTの恩恵を十分に享受することができるよう、公衆無線LAN、高速モバイル、ブロードバンドなど地域の通信・放送環境の整備を推進します。

さらに、まち・ひと・しごと創生本部や関係府省と十分連携し、居住・就労等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する移住支援の全国センターを設置し、地方への移住を促進します。

加えて、「集約とネットワーク化」の考え方に基づき、中核性のある都市が近隣市町村と有機的に連携し地域の活性化を図るため、連携中枢都市圏や定住自立圏を形成し、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積、生活機能サービスの確保・向上といった取組を推進します。

過疎地域など条件不利地域については、基幹集落を中心とした集落ネットワーク圏の形成や、飛び地も含めた全国各地の市町村間の連携を推進することなどにより、活性化を図ってまいります。

さらに、地方への人材還流を促進するため、地域おこし協力隊の隊員数を平成28年度までに約3000人に拡充することを目指します。

平成27年度地方財政については、「経済財政運営と改革の基本方針2014」及び「中期

財政計画」で示された方針を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してまいります。

また、ふるさと納税の一層の拡充に向けて、手続の簡素化など、地方公共団体と協力して取組を進めてまいります。

持続的成長への道を拓く

我が国を世界に冠たる製品・サービスを生み出す「価値の創造拠点」にするためには、世界最高レベルの制度を整備し、立地競争力を強化しなければなりません。

こうした観点から、法人実効税率の引下げを来年度から開始することになりました。

その一方で、地方法人課税については、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する観点等から、中小企業や創業企業への配慮を前提にした外形標準課税の拡充や地域間の税源の偏在是正を進めるとともに、車体課税の見直し等を進め、地方税の充実確保に努めてまいります。

ICTは、全ての社会・経済活動や国民生活に不可欠な基盤であり、新たなイノベーションを創出し、経済成長を牽引するエンジンでもあります。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会は、日本の優れたICTを世界に発信できる絶好の機会です。大会以降の我が国の持続的成長も見据え、無料公衆無線LAN

環境の整備、「言葉の壁」をなくす多言語音声翻訳システムの高度化、超高精細で臨場感あふれる4K・8Kの推進、多言語にも対応した災害情報等の一斉配信を可能とするデジタルサイネージ（電子看板）の普及推進や先進的な研究開発の推進等を通じて、世界最高水準のICT利用環境の実現に取り組み、「社会全体のICT化」を進めてまいります。

また、我が国が有している世界最高レベルのICT基盤の更なる普及・発展を通じたイノベーション創出等による経済活性化や国民生活の向上を目指し、昨年12月の「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」答申等を踏まえ、超高速ブロードバンド等の普及・利活用の促進や、固定・モバイルの競争環境の整備等に取り組みでまいります。特に、モバイルによる我が国における新事業の創出や、モバイルを安心して利用できる環境整備等に向けて、昨年10月に取りまとめた「モバイル創生プラン」を着実に推進します。

日本が、世界の真ん中へ

「国際社会とともに繁栄する道」を歩みたいと考えます。

拡大する国際市場を獲得するために、引き続き地上デジタル放送日本方式や日本型郵便インフラシステムの海外展開を推進するとともに、ICT分野全体での更なるトップセーブルスの推進や国際展開に資する資金供給の仕組みの整備等、機動的で実効的な官民連携体制の構築に取り組みでまいります。

また、地域経済の活性化にも資する放送コンテンツの国際展開の促進やテレビ国際放送の充実・強化を通じて、我が国の対外情報発信力の強化に取り組んでまいります。

本年は、国際電気通信連合の創設150周年に当たる重要な年です。我が国ICTの国際展開を図る上で関係する国際機関の諸活動にも積極的に貢献してまいります。

女性が輝く社会を実現する

全ての女性がそれぞれの生き方に自信と誇りを持ち、ご家庭で、地域社会で、職場で、存分に力を発揮できる社会の実現を目指します。

まずは、総務省において先進的な取組を推進し、地方においても各界各層の一層の意識改革を図ります。

また、女性、高齢者、障害をお持ちの方、山間や離島にお住まいの方などの活躍の場を広げるテレワークの普及を促進し、多様で柔軟な働き方の実現に向けて、関係省庁と連携して取り組んでまいります。

国民のための改革を進める

国民のための真の行政改革、地方分権改革を進めてまいります。

現在、地方制度調査会において、人口減少社会に的確に対応する地方行政体制や、地方公共団体のガバナンスのあり方等が審議されており、総務省としても、様々な観点から検討してまいります。

マイナンバー制度については、本年10月か

ら始まるマイナンバーの通知、また来年1月から始まるマイナンバーの利用及び個人番号カードの交付などに向け、地方公共団体と連携しながら、着実に準備を進めてまいります。

また、個人番号カードを活用した公的個人認証サービスの利活用推進に取り組んでまいります。

国や地方公共団体の情報システムについては、クラウド化や整備・運用の効率化を推進し、利便性の高い行政サービスの提供を実現してまいります。

国の行政の業務改革については、電子決裁などICTの活用による業務処理の見直し、公共データの民間開放などによる行政のオープン化・双方向化をさらに推進し、取組を一段と強化してまいります。

行政の評価・監視や行政相談については、国民の立場に立って、各府省の業務の実態を調査し、担当府省に対して改善を不断に働きかけてまいります。

政策評価については、平成26年度から新たなガイドラインに沿って政府内の評価の標準化・重点化を推進しており、今後は、ガイドラインに沿って各府省が政策評価にどのように取り組んでいるかを見つつ、政策評価の更なる発展を推進します。

統計については、本年10月1日に国勢調査を実施いたします。我が国の全世帯を対象とする最も基本的な統計調査であり、今回の調査は、「ビッグチャレンジ」として、初めてオンライン調査を全国展開し、スマートフォン

にも対応するシステムを導入いたします。国民の皆様のご協力を得つつ、国、地方公共団体が一丸となって成功に向けて取り組んでまいります。

また、オープンデータの高度化を進めるとともに、これらを活用するデータサイエンス力の高い人材育成を図ります。昨年3月策定の「公的統計基本計画」に基づき、公的統計の体系的整備やオンライン調査の推進を図ります。

また、国家公務員給与の見直しを踏まえ、地方公務員給与についても、地域民間給与のよりの確な反映など適切に見直しを行うよう要請してまいります。

これらに加えて、郵政事業については、ユニバーサルサービスを引き続き確保するとともに、郵政民営化の成果を国民の皆様にご実感していただけるよう、日本郵政の立場に向け、企業価値の向上を促進してまいります。

以上のように、総務省の抱える課題は、幅広い分野に及んでいますが、「国民の生命と財産を守り抜ける国」「絶え間なくイノベーションが起こり、世界の頭脳と富が集まる国」「美しく豊かな地方」「機会の平等が保障され、民間の活力と個人の能力が最大限に発揮される社会」「公正な社会」を創るために、総務省が持つ政策資源を総動員し、全力で働いてまいります。

本年も皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

女性市長大いに語る—森会長を囲んで—



すえまつ のりこ
末松 則子

すずか市長(三重県)



おだぎ まさよ
小田木 真代

たかはぎ市長(茨城県)



もり たみお
森 民夫

全国市長会会長 長岡市長



くぼ た きみこ
久保田 后子

うべ市長(山口県)



いとう かおり
伊東 香織

くらしき市長(岡山県)



こし なおみ
越 直美

おおつ市長(滋賀県)

平成11年に男女共同参画社会基本法が成立し、男女が互いに人権を尊重しながら、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が社会的な課題と位置づけられるようになりました。また、政府においても女性の活躍促進を最重要課題のひとつに掲げています。

座談会では、森会長を囲んで、小田木・高萩市長、末松・鈴鹿市長、越・大津市長、伊東・倉敷市長、久保田・宇部市長にお集まりいただき、都市運営の現状や今後の目標、女性の活躍促進に向けた取り組みなどについて、幅広くお話しいただきました。(本文中の役職名・敬称は一部省略しています)



森 民夫
(全国市長会会長 長岡市長)

都市運営の現状と今後の目標

森 政府の成長戦略の柱にも「女性の活躍促進」が掲げられていますが、女性が生き生きと活躍できる地域社会の構築は、各都市においても大きな課題であると思います。その意味でも、当事者でもある女性市長の皆さんと、それぞれの政策課題や女性の活躍促進の在り方について、率直に意見を交わす機会を持たたいと思っています。

それでは、まず各市長に、それぞれの都市運営の現状や目標などについてご紹介いただきたいと思っています。

小田木 県議会議員を4期務めた後、平成26年3月に市長に就任しました。住民の方々に一番近い場所で、かつ決定権を持つ立場で、市政に携わりたい。その思いから市長選を戦うことを決意した次第です。

市長に就任以来、「市民のために、市民とともに、責任ある行政」を基本理念に据えて、「安全な」「安心な」「活力ある」まちづくりを進めています。

「安全な」「安心な」まちづくりの点からも、

結婚して子育てをしたいと考えている方々へ必要な情報を必要なときに提供できるよう、相談体制の拡充などに努めています。



小田木 真代
高萩市長(茨城県)

高萩市において特に大きな課題になっているのが東日本大震災からの復興です。今回の大震災では東北3県ばかりでなく、高萩市においても、全壊家屋が222棟、半壊が1172棟、一部損壊が4256棟に及ぶなど、甚大な被害がありました。以来、住宅の解体はもとより、地震や津波により壊れた道路や河川堤防の復旧、さらには福島第一原発事故による風評被害対策を推進してきました。加えて、



出産祝品購入費助成事業(すこやかベビー券)の交付

津波避難拠点施設の整備として市営住宅や小中学校に屋上階段を設置するなど、津波対策にも取り組んでいます。

さらに、東日本大震災で市庁舎が被災し、使用不能になったため、庁舎の再建に取り組んでいます。全国的に入札不調が相次いでいますが、計画通り平成29年3月の完成を目指したいと考えています。

「活力ある」まちづくりとしては、観光振興なども活発に進めているほか、平成31年に茨城県で開催される国体において、ウエイトリフティングの競技会場に内定したことから、関連の大会を誘致するなど、市民の機運の盛り上げにも力を注いでいます。

そのほか、271haにも及ぶ市内の広大な山林が、ポータスカウト連盟の活動拠点とし

て段階的な整備が行われていますので、これを支援するとともに、将来的に市の活性化にもつなげていきたいと考えています。

末松 ご案内の通り、鈴鹿市はF1日本グランプリが開催される国際観光都市で、10年前には全国で唯一「モータースポーツ都市宣言」を行いました。さらに、お茶や鶏卵が県内の生産量を誇るなど、農業も盛んで、特にお茶に関しては地元産の「鈴鹿抹茶」のブランド化にも取り組んでいます。また、本田技研工業の鈴鹿製作所が開設されて半世紀が経つなど、ものづくり産業も順調に発展しています。

現在、この鈴鹿市で大きな課題となっているのが南海トラフを震源とする地震に対する備えです。私自身、東日本大震災直後の平成23年5月に市長に就任したこともあり、この



F1日本グランプリの「鈴鹿市民応援席」を設置

間、減災、防災を市の喫緊の課題と受け止め、各種対策を進めてきました。

さらに、子育て支援と食育支援の観点から、選挙公約に掲げた「中学校の完全給食」にも取り組み、来年度から実施されることになりました。

また、将来のまちづくりという視点では、現在、新たな中・長期的計画の策定も進めています。幸いなことに、鈴鹿市はまだ人口減少に見舞われていませんが、いかに持続可能な都市をつくっていくか、市民とともに知恵を絞っているところです。

同時に、市内には南米諸国のニューカマーを中心に、58カ国7500人ほどの外国人住民が暮らしていることから、多文化共生社会にも取り組んでいるほか、平成23年からは国のパイロット事業として第三国定住難民受入れ事業も実施しています。

さらに、市民のニーズが多様化する中、積極的に市民の皆さまに地域づくりへ参画いただくよう、行政区単位で地域づくり協議会の立ち上げも促進しています。将来的には地域予算を設けるなど、住民が主体的に地域の課題に取り組む仕組みをつくっていききたいと考えています。

越 私がかねてから、女性が「仕事か、結婚か」の二者択一を迫られている現状を改善したい、仕事をしながら、子育ても両立できる社会をつくりたいとの考えを持っていました。そこで、まずは市役所をそのモデルに位置付け、先行的に取り組みを進めていこうとの考えから、市の男女共同参画推進委員会に専門部会を設置し、「プロジェクトW委員会」を立ち上

げました。性別にかかわらず、庁内のさまざまな部署の担当者をメンバーに加えた、男女共同参画の職場を実現する委員会です。本日は女性市長による座談会ですので、まず、大津市で実施しているこの取り組みについてご紹介したいと思います。

この委員会で検討されたテーマの1つは女性の管理職への昇任推進でした。大津市役所

女性市長を当選させる
市民というのは意識が高い。
大きな変革や改革を
求めているのではないかと
思います。



末松 則子
鈴鹿市長(三重県)



大津市遠景(比叡山から琵琶湖南湖を見た景色)

では約45%が女性職員であるにもかかわらず、女性の管理職に占める割合は22・1%。行政職に限るとたったの4・5%に過ぎません。

職員アンケートを行った結果、「管理職になれば仕事量が増え、生活との両立に支障が出る」「経験や知識が不足し、自信が持てない」などが大きな理由として浮かび上がってきました。そこで委員会では、時間外勤務の削減や継続的なモチベーションの維持、メンター制度の導入等の具体策を提示しました。同時に、これまで利用が極めて少なかった、男性職員の育児休業取得の推進に向けても検討を行いました。

一連の検討を終えて、強く認識されたことがあります。それは女性が輝く社会というのが、男性も輝く社会であるということ。女性

女性が働きにくい職場は、男性にとっても働きにくい。まずは、こうした慣習を市役所から変えていきたいです。



越 直美
大津市長(滋賀県)

が働きにくい社会や職場は、男性にとっても働きにくい、そうした弊害、慣習をまず市役所から改善していきたいと考えています。

伊東 倉敷市は、江戸時代からの伝統的な町並みが連なる倉敷美観地区や、瀬戸内海国立公園特別指定地域、瀬戸大橋など、さまざまな観光資源を有し、多くの観光客の皆様を訪れていただいております。近年、さらに地域の個性と魅力を活かした施策にも力を入れて

おります。岡山県内で国から初の認定を受けた「中心市街地活性化基本計画」の中でも、倉敷美観地区における電線類の地中化や、町屋・古民家の再生活用を進めるなどした結果、新たに80万人の来街者創出につながっています。また、日本の経済を支えてきた水島コンビナート企業の活性化に加え、最近では、国産ジーンズ発祥の地である児島地区の、こだわりの地元ジーンズメーカーが軒を連ねる「児島ジーンズストリート」が全国から注目を集めています。さらに、「玉島ハーバーアイランド」に、航空機産業など先端企業誘致を行うなど、地域経済の活性化に力を入れています。

さらに、人口減少や東京一極集中への対策も不可欠です。平成26年5月に日本創成会議が地方自治体にとって大変衝撃的な報告をされ、このままでは国の将来が危うい状況が示されました。政府は、9月に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、国・地方が協力して人口減少や東京一極集中是正に取り組み体制を構築したことは、大変意義あるものと思えますし、私自身も有識者の一人として「まち・ひと・しごと創生会議」に参加しています。私からは、国は地方の実情をしっかりと踏まえ、国にしかできない政策、例えば、政府機関の地方移転、地方への企業移転促進のための優遇税制措置の導入、子育て支援の強化、規制改革や地方分権の推進、地方大学の活性化、地方創生のための新たな交付金創設などについて提言しています。

また、倉敷市では、平成26年に成立した改正地方自治法で制度化された地方中枢拠点都市を中心とする新たな広域連携の仕組みにつ



伊東 香織
倉敷市長(岡山県)

待機児童対策などに取り組んだ結果、働く女性の数が1割も増加。合計特殊出生率も1.50から今では1.61にまで向上しました。

いて、国の平成26年度モデル事業地域に選定され、現在、高梁川流域圏の7市3町で連携して取り組んでおります。今後、地域の企業、大学、金融機関、民間団体、市民の皆さんと連携して取り組みを進めることで、魅力ある

地域づくりと圏域全体の経済成長を目指してまいります。

久保田 宇部市は石炭産業の振興により形成された工業都市ですが、戦後のエネルギー革命に伴い、石炭産業が衰退した際には化学工業・セメント工業へ転換を図るなど、産業構造の変革にうまく対応し、持続的な発展を続けてきました。

また、その過程において、ばいじん汚染が発生するなど、公害に悩まされた時期もありましたが、「産・官・学・民」が同じテーブルについて解決策を話し合う、いわゆる「宇部方式」に基づいた対策を推進した結果、公害問題を自ら克服した歴史も有しています。

以来、環境共生都市として、まちの美化と心の潤いを目指す「緑化運動」「花いっぱい運動」を展開したり、昭和36年以来、大規模な野外彫刻の公募展「UBEビエンナーレ(現代日本彫刻展)」を2年に1度開催するなど、「緑と花と彫刻のまち」として独自の発展を遂げました。

現在では、工業をベースとしながらも、新たな経済活性化の試みとして、6次産業化を推進し、地産の農水産物を利用した宇部市ならではの「うべ元氣ブランド」商品の開発、認証と販売を進めているほか、ものづくりのまちとして発展してきたまちの特性を活かした、産業観光にも力を入れています。併せて、私自身も先頭に立って企業誘致などに取り組み、成果を挙げています。

また、地域と行政が協働して、健康長寿のまちづくりを推進するとともに、県内の市町村では初めて、宇部市配偶者暴力相談支援セ



倉敷市的美観地区(倉敷川の畔から鶴形山南側の街道)

ンターを設置するなど、健康で安心して暮らせる環境づくりも進めています。

ほかにも、20年前からじわじわと人口減少が続いている状況を改善しようと、少子化対策として学童保育環境の充実や、県内最多の病児・病後児保育施設の開設、乳幼児医療費の負担軽減、予防接種費用の一部助成を推進するなど、子育てしやすい地域づくりにも注力した結果、着実に出生率も上がってきました。

人口減少・少子化対策に向けて

森 現在は全国的に人口減少・少子化対策が大きな行政課題になっています。女性市長として、どのようにこの問題に対応しているか、ぜひ、お聞きかせください。

女性の活躍する姿が見えてくれば、世の中は変わるはず。そのためにも、地域で女性の活躍、参画を促しています。



久保田 后子
宇部市長(山口県)

伊東 私は平成20年に市長に就任しましたが、そのときから公約に掲げていたのが、「子育てするなら倉敷で」と言われるまちづくりの推進です。市長に就任後、保育所及び学童保育の待機児童対策を中心に取り組みを強力に進めました。その後、6年が経過しましたが、この間、民間保育所を7園新設して定員を570名増加、国に先駆けて妊婦健康診査の14回までの公費負担拡大、学童保育の受け入

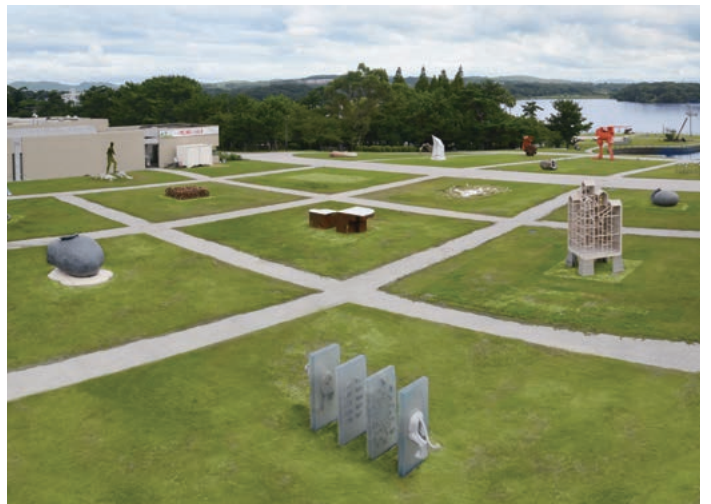
れを小学校6年生までに拡大し、受入児童数を865人増やしたほか、子ども医療費公費助成も就学前から小学校6年生までに拡大するなど、妊娠出産から子育てまで切れ目のない支援を進めてきました。その結果、市内の働く女性の数は約1割増え、合計特殊出生率も1・50から今では1・61にまで上昇しています。

越 大津市では子育て中であっても、働きたいと思っている女性が、いつでも働ける環境をつくることを目標にしています。その一環として大津市でも待機児童対策として民間保育園の増設、小学校の児童クラブの時間延長などに積極的に取り組んでいます。

小田木 高萩市は待機児童や学童保育の問題は発生していません。医療費についても、子育ては家庭が基本という考え方がありますが、1回目の診療の際に600円をお支払いいただきますが、平成26年10月から、中学校3年生まで医療費助成を行っています。しかし、今のところ、まだ出生率に結びついていません。そこが大きな課題だと考えています。

森 子どもの出生は伝統や文化に影響される部分もあるでしょう。例えば北陸地方は住宅が広くて親世代との同居率が高い。祖父母が子どもの面倒を見ることができると、出生率も比較的高くなる傾向があるようです。とはいえ、倉敷市のように、出生率1・6台に到達するのは難しいですが。

伊東 若者世代にとって魅力的なまちであるか、加えて、雇用の場が多くあるかどうかも重要な要素になると思います。魅力的なまちで住みやすい、子どもを産み育てやすい、お



野外彫刻国際コンクール「UBEビエンナーレ(現代日本彫刻展)」も開催しているときわ公園(宇部市)

母さんも子どもを預けて働きやすい、その結果、市内の経済も活性化していく。このように子育て支援の充実は、まちづくりの大きな柱になると考えています。

効果的な情報発信の在り方とは

久保田 情報提供、情報発信も重要です。これまで情報伝達的手段としてパンフレットなどを充実させてきたものの、必要な方に必要な情報を効果的に伝えられていないという課題がありました。

そこで、宇部市では今年度、市役所の中に女性を対象とした仕事の相談窓口「ウイメンズワークナビ」を設置しました。就労を希望する女性に対し、さまざまな相談を受け付ける窓口です。

実際、子育て中の女性が仕事を探す場合には、給与や休暇だけではなく、保育所や学童保育をはじめとした子育て支援策など総合的な情報が必要になります。この窓口を市役所に設置したことで、ワンストップでさまざまな部署の担当者がきめ細かく情報を提供できるようになりました。

森 それはうまい方法だと思いますが、市役所に窓口を設けても、なかなか市民が訪れてくれない、利用してくれないという場合もあります。特に子育てに不安を抱えるお母さんにとって、市役所はハードルが高い場合もあるように思います。

例えば、自分の子どもが、発達が遅れている、もしかしたら障がいを抱えているのではないかと思っても、市役所の窓口相談に向くことは難しいでしょう。心理的に負担が大きいですから。

そこで、長岡市では、保育士が常駐する、子育て施設「子育ての駅」を開設しました。子どもたちを遊ばせながら、自然にお母さんもお母さんと顔を



じみになって、それとなく相談もできる施設です。医療費の助成なども重要ですが、このような市民の具体的なニーズに沿った取り組みを行えば、市民から非常に喜ばれるのです。

末松 特に発達障がいに関しては、乳幼児健診と就学前健診の間に、5歳児健診を設けると、早期発見につながりやすいことから、小児科の先生から5歳児健診が必要との声も上がっています。

久保田 宇部市では小児科の先生方の協力をお願いしていて、5歳児健診を実施しているのですが、保護者からとても喜ばれています。当初は希望者に限っていたのですが、そうすると逆に周りの目があって利用しにくいとの声がありましたので、5歳児全員を対象に実施しています。

小田木 高萩市でも、私が市長に就任後、結婚して子育てをしたいと考えている方々へ必要な情報を必要ときに提供できるよう、専門相談員を配置して、相談体制の拡充に取り組んだり、地域少子化対策事業ホームページ「はぎハピ」の開設を進めるなどしています。さらに、市民からメールでも相談を受け付けていますし、24時間体制で健康や子育てに関する電話相談も始めました。

久保田 宇部市でも子育ての悩み、子どもに関する相談を24時間365日受け付ける「子どもに関する24時間相談ダイヤル」を開設していますが、多くの方にご利用いただいています。相談機能の重要性を改めて認識しています。

女性の活躍をいかに促進するか

越 国としても女性の活躍促進が課題になっ

ていますが、実際のところ女性市長はたったの2%弱。極めて少ないわけですが、その背景にはどのような事情があると思いますか。

久保田 社会全体に、まだ男女共同参画が浸透していないという点も問題点の一つでしょう。そうした状況を改善させるには、まずは地域で女性の活躍、参画を促すことだと思います。さまざまな分野で、女性が活躍する姿を見せてくれば、世の中は変わって来ると思います。宇部市では協議会や審議会においても積極的に女性を登用し、現在は目標に掲げていた女性委員比率50%に到達することができました。

末松 女性市長を当選させる市民というのは、やはり大きな変革や改革を求めているのではないかと思います。私自身も市民から言われるのですが、女性はクリーンであり、しっかりと約束を守ってくれるという信頼感があるようです。確かに、私が最初に県議会議員選挙に立候補した際には「女性が出るのか」とまで言われたこともありましたが、近年は女性政



治家に対する意識も大きく変わっているように思います。

森 女性、男性に限らず、市長さんは責任を伴うし、ストレスがたまる仕事ですよね。強い動機がなければ務まらない仕事だと思います。その動機にもいろいろあるわけですが、女性の方々の場合は、男性にありがちな名誉欲からは縁遠いように思います。趣味でも仕事でも、純粹に楽しもう、頑張ろうとする姿勢が強いように感じます。公民館の合同芸能大会などを訪れても、女性の皆さんの生き生きと活動される姿が印象的です。

久保田 私たちの時代は、家庭科は女子、技術科は男子というように、はっきりと分かれていました。今では性別に限らず、誰もが家庭科を受けるようになるなど、教育も大きく変わってきました。その影響を受けて、今の若者世代、特に男性の意識も変化が出てきているように思います。

森 確かに、教育の要素は大きいですね。私は、「お前は世の中のためにやることをやれよ」という教育を受けた世代。それが大人になったの仕事をなどにも影響しているように思いますが、今はあまりそういうことを言わなくなりました。

伊東 倉敷市では、平成27年の10月9、10、11日に、男女共同参画社会の実現に向けた国内最大の大会である「日本女性会議2015倉敷」を開催し、全国から約3000人が参加されます。「ライフステージとそれぞれの男女共同参画」をテーマとして、幅広い層に男女共同参画の重要性を認識頂けるよう、倉敷の地から全国に発信していきたいと考えております。

越 市役所において、いかに管理職に昇任する女性を増やすかという点について、皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思えます。

久保田 私が市長に就任してからは、積極的に女性職員にマネジメント研修や政策形成研修などを受けるように促しています。そのおかげで、政策形成の部門でも、女性の課長も増やすことができるようになりました。

末松 女性職員を昇任させるときには、鈴鹿市では女性2人以上、できれば4人一緒に昇任させています。そうすることで、女性管理職が一人で悩んだり、孤立化するリスクを小さくすることができると思っています。

伊東 私は、女性職員の育成にも力を入れ、職場で大きな力を発揮してもらいたいと考えています。また、これまで採用が少なかった技術職の女性職員も、積極的に採用しています。

小田木 女性の活躍推進は重要ですが、目指すべきは機会の平等であって、結果の平等ではないと考えています。高萩市でも、そうした認識の下に、女性職員の人材育成をしつかり行っていきたいと思えます。

末松 本日はこうした座談会の機会を設けていただいて、とても勉強になりました。現状では女性の市長の首長のネットワーク組織がありませんが、こうした組織が市長会の中に設けられれば、非常にありがたい。活発に情報交換することで、まちづくりにも大きな効果が出てくるように思います。

森 脳科学者の中には、男女間で脳の構造自体も異なると指摘する人もいます。必ずしも私は確信を持っているわけではありませんが、

しかし、女性の方々はコミュニケーションの取り方が断然うまいし、直感的な感性は男性よりもよほど優れているように感じます。いざにせよ、男性とは違う角度から物事を発想し、成果を挙げる女性の皆さんが大いに活躍することで、社会の中に新たな化学反応が起きてほしいと期待しています。

ぜひ、これからも全国市長会、さらには各都市の発展のためにもさまざまなご意見をお聞かせいただきたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。

(平成26年11月12日、ルポール麴町にて開催)

本コーナーは隔月掲載となります。次回は3月号に掲載予定です。



特集

人口減少時代を どう乗り越えるか

2040年時点で人口が1万人を切る自治体が523市区町村にのぼるという日本創成会議の試算データに代表されるように、少子化に伴う深刻な人口減少の進行が予想されています。

今回の特集では、人口減少時代の中で、これからの地方自治体が取り組むべき具体的な活性化策など、地方創生に向けた新しい道筋について考察します。

併せて、昨年11月12日に開催された「第14回市長フォーラム」の講演要旨をご紹介します。

寄稿 1

女性が活躍する社会をつくるために

株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長 小室淑恵

寄稿 2

人口減少時代のまちづくりと コミュニティ循環経済

千葉大学法経学部教授 広井良典

第14回
市長
フォーラム

少子化・人口減少社会における都市自治体のあり方

特別講演：人口減少時代の処方箋

野村総合研究所顧問、東京大学公共政策大学院客員教授、

日本創成会議・人口減少問題検討分科会座長、元総務大臣、前岩手県知事 増田寛也

女性が活躍する 社会をつくるために

株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長

こむろよしえ
小室淑恵



はじめに

地方自治体においては、2040年時点で人口が1万人を切る自治体が523自治体にのぼることが試算されている。すべての自治体は今、いかに魅力的な環境を用意し、企業と人をその自治体に集められるかについて具体的な取り組みを始めなければならない。その具体的な取り組みの一つとして、地元企業並びに自治体組織自体の女性活躍推進があり、女性活躍推進に向けた取り組みとして働き方の革新があると考えられる。そしてこの一連の取り組みは、2040年までの間に成果を出せばいいという長期的な視点で取り組むべきものではなく、今後5年のうちに達成していなければならない、自治体にとって喫緊の課題である。

日本社会の現状

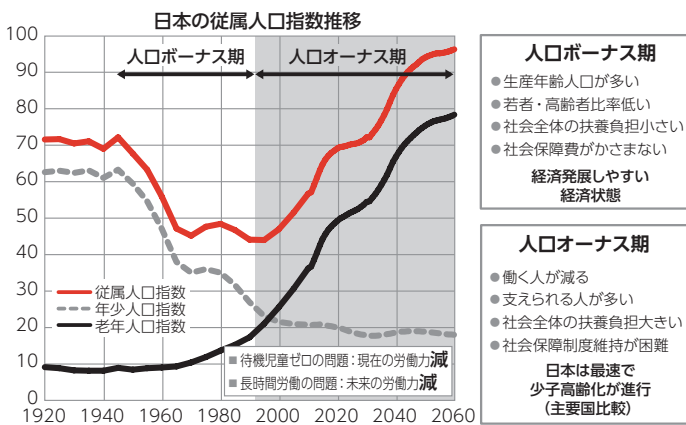
なぜ女性活躍推進なのか

社会の扶養負担の度合いを見る指標とし

て、従属人口指数がある。生産年齢人口が扶養する年少人口と老年人口を指数化したもので、2つの指数を合算した従属人口指数の推移を見ると、その社会の扶養負担の大きさがどのように推移しているのかが見ることが出来る。日本社会においてこの従属人口指数を見ると、戦後から1990年代にかけて、扶養負担は小さくなっていく状況が分かる。これを「人口ボーナス期」と呼び、1990年代以降将来にわたってその負担が大きくなっていく「人口オーナス期」へと現在は入っていることが分かる。(図1)人口ボーナス期、オーナス期を提唱するハーバード大学デュービッド・ブルーム(1998年)によると、ほとんどすべての社会における経済急成長は人口ボーナス期、つまり社会全体の扶養負担が小さいときの成長であることが説明できるという。日本経済の戦後の急成長もこの人口ボーナス期における成長であった。オーナス期に入ってから約20年が経過した日本社会は、今も人口ボーナス期時代の働き方を続け

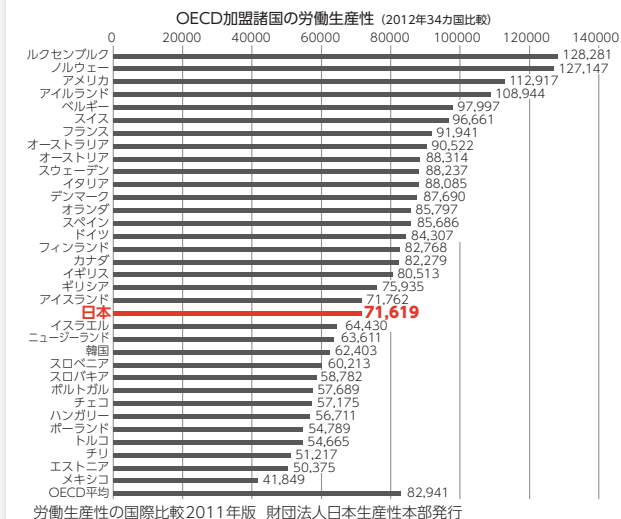
ている。そしてもう一度人口ボーナス期時代のよ
うな成長を目指すとする発想さえ今なお日
本社会の多くの場所で見ることができよう。
大切なポイントは、人口ボーナス期を終え、

図1 人口ボーナス期・人口オーナス期



総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)

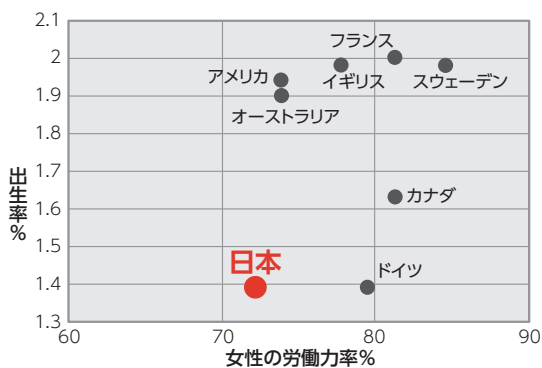
図2 日本の労働生産性



オーナス期に一度入った社会はもう二度とポーンナス期に戻ることができないということだ。つまりオーナス期にあったワークスタイルを日本社会全体で考え、見つけ出し、実践していかなければ日本社会の経済成長は導くことができないのである。この人口構造の大きな変化が日本社会にもたらす影響は極めて大きい。そしてこの影響への対応が女性活躍推進であり、そこに向けた社会全体の働き方の変革なのだ。

このような状況であることを、別のデータも示している。OECD加盟国の労働生産性を見ると、日本は第21位、先進7カ国中最下位である。(図2) また女性の労働力率と出生率を国際比較すると、日本だけが取り残さ

図3 女性の労働力と出生率の国際間比較



労働力率は25~34歳の女性を対象とした数値。他国は社会制度の整備によって右上にシフトしていくことができたが、日本は取り残されてしまっている。その原因のひとつに各国の違った政策の違いがある。
 出典：データブック国際労働比較2013 / 労働政策研究・研修機構 (合計特殊出生率は2010年データを使用)

れてしまっている状況が分かる。(図3) これは日本社会が急激に高齢化する中、待機児童の問題や長時間労働の問題をそのままにしてきてしまったためであると考えている。つまりそれらの問題を解決できないままであることにより、多くの女性たちは出産をきっかけに退職をせざるを得ない状況となり、日本は現在そして未来の貴重な労働力(女性の労働力)を失い続けてしまった。そして急速に人口オーナス期へと突入し、社会全体の扶養負担が急激に増大しているのである。

また、団塊世代が2017年以降70歳以上になっていくことから、大介護時代が始まることにも注意を向けなければならない。これまで「時短勤務」とは「育児中の女性たちが選択するもの」であった。しかし大介護時代に

おいて時短勤務をするのは団塊ジュニア世代の男性たちである。兄弟の数が少なく、共働き世帯の方が多くなっている団塊ジュニア世代が介護を担うとき、男性も女性も時短勤務をしながら介護と育児と仕事を両立するのである。今後急速にこのようなワークスタイルでなければ継続的に働くことのできない人は増えていく。

新しいワークスタイルの確立が急務

人口オーナス期に入った日本社会は、この状況に即した働き方を手に入れなければならない。かつての人口ポーンナス期に見られた重工業を中心とし早く安く大量に生産し、均一なサービスによって市場ニーズを満たすことができた状況では、労働者の中心は男性であり、時間と成果が比例するため長時間労働で、なるべく同じ条件の人材をそろえて競争力を高める必要があった。

しかし人口オーナス期では、労働力不足でありながら人件費が高騰し、短期サイクルで市場のニーズは変化していく。すると男女ともに、あるいはできる限り違う条件の人をそろえ(ダイバーシティの発想により新しい価値観を想像し続ける)、なるべく短い時間で働く環境としなければ、競争すらできない。まさに働き方における社会全体のルールの変革が急務なのである。

女性活躍推進とは、日本社会のさらなる経済発展や人口構造の変化に対応するため、あ

るいはグローバル社会における競争力の強化のために欠くことのできないものであるし、その先に男女といった性別に限らない、育児、介護、難病、障がいなどを障壁ではないとする労働環境を整備する、真のダイバーシティの実現を目指していかなければならないのである。

自治体を取り組むべきことは何か

このような社会的な状況の中、自治体を取り組まなければならないことは、地元企業に働き方の変革を導くこと、そして同時に自組織の働き方について変革することにある。

既に数年前から、地元企業の働き方改革をサポートする取り組みはいくつかの自治体で始まっている。経営陣や管理職の意識を変え、長時間労働を是正し、育児をしながら働き続けられる環境を作り出そうとする企業に助成金を出したり、コンサルタントを派遣したりといった取り組みを事業として行っている。これによって地元企業では多くの女性たちが(また多様な人材が)活躍できる環境を得て、組織内で新しい価値の創造が生まれ、今後直面していく大介護時代にも竹のようにしなやかに対応できる組織づくり・仕事の仕組みが進んでいく。このような取り組みは社会的なニュース性の高さから社会に広く配信され、潜在的な労働力としての女性の採用につ

ながり、地元経済の活性化が期待できる。

このとき、各自治体で注意しなければならぬことは、特定の企業の事例をしつかりと活用していくことにある。数多存在する企業の中の、ほんのわずかな事例であると考えられるかもしれないが、その数社の事例が持つ影響度の高さを重要視しなければならぬ。それはたった一つの企業の取り組みかもしれないが、その取り組みの経緯や成果を経営者や担当者が自身の経験として発表することで、共鳴し自社でも取り組みを始めようとする企業に影響を与える、という波及効果に関する発想である。弊社が企業や組織のコンサルティングを実施する際も、全部署同時に「広く薄く」ではなく、対象を10人程度の部署4つ程度に限定し「狭く濃く」取り組んでいく。この方が中長期的にははるかに全社に与える効果が高い、ということが分かっている。

取り組むべきことはこれだけに限らない。地元企業は自治体とのやりとりを通じてビジネスを進めているケースが多い。すなわち、いくら地元企業が働き方改革に真剣に取り組んだとしても、その主たる取引先である自治体組織が旧態依然とした仕事の進め方であれば、その改革は前に進めることができない。自治体組織自体が女性活躍推進に向けた環境整備を進めなければならないのだ。

例えば自治体は地元企業に対し、自らの段

取り不足に起因する短納期で実現不可能な仕事の依頼を出していないだろうか。あるいは属人性の高い仕事の進め方になっているため、地元企業への対応が遅れてしまっていることはないだろうか。長時間労働を前提とした働き方になっていたり、チームワークではなく仕事が属人化している働き方は、今後の社会では通用しない。高いチームワークに基づく短時間で生産性の極めて高い働き方を、自治体組織自ら率先して実践し、社会に広く提言していかなければならない。そして地元企業との連携によって具体的な事例を積み上げ、次世代ワークスタイルを確立していくのである。

地方行政に携わるすべての人々は、女性活躍推進がなぜ必要であるのかを理解し、社会的な構造の変化を踏まえ自らの働き方を見直し、地域の企業への働き掛けを通じ社会全体で新しいワークスタイルの実現を目指してほしい。眼前にある圧倒的な業務量や、自組織の人員不足、突発的な業務の発生といった難しさがこういった取り組みに掛ける時間を奪っているのかもしれない。ただ取り組みを始めなければ、それらの難しさを解消する日はいつになってもやってくることはない。できるだけ速やかに、大きな視点で取り組みを始めることによって、新たな時代を切り開くことができる。私は信じている。

人口減少時代のまちづくりと コミュニティ循環経済

千葉大学法経学部教授

ひろいよしのり
広井良典



人口減少時代の望ましい都市・地域とは
ヨーロッパの事例から

人口減少をめぐる課題が活発に議論され



写真1：中心部からの自動車排除と「歩いて楽しめる街」(ドイツ：エアランゲン[人口約10万人])～街のにぎわいと活性化にも～

るようになってきている。こうした時代において重要となるのは、第1に都市や地域の空間構造つまり「まちづくり」の在り方であり、第2に、地域においてヒト・モノ・カネが循環し、そこに雇用やコミュニティ的つながりも生まれるような経済のありようだ。後者のような地域経済の姿を私は「コミュニティ経済」と呼んでいるが、読者の方に具体的なイメージを持つていただくために例を挙げると、私が理解する限り、こうしたローカルなコミュニティ経済が比較的うまく機能しているのは、ドイツやデンマークといった国々である。

写真1はドイツのニルンベルク郊外にあるエアランゲンという地方都市の中心部の様子だ。印象的なこととして、ドイツの多くの都市がそうであるように、中心部から自動車を完全に排除して歩行者だけの空間にし、人々が「歩いて楽しむ」ことができ、しかも緩やかなコミュニティ的つながりが感じられるような街になっている。加えて、

人口10万人という中規模の都市でありながら、中心部が活気あるにぎわいを見せているというのが印象深い。これはここエアランゲンに限らずドイツの都市すべてに言えることで、残念ながら日本の同様の規模の地方都市が、いわゆるシャッター通りを含めて閑散とし空洞化しているとはかなり異なっている。

写真2はバイエルン州のパート・ライヘンハルという温泉のある町だが(人口1・7万人)、1km以上におよぶ長い商店街があり、高齢者を含めて歩いて楽しめるコミュニティ空間となっている。写真3はデンマークのロスキレという都市(人口約5万人)で、やはり歩行者専用空間が広がり、にぎわいとともによつたりとしたコミュニティ的つながりが感じられる街となっている。

ところで、拙著でも述べてきたことだが(広井(2011年)、同(2013年))、こうした点は概してアメリカの都市とヨ

ロッパの都市で大きく異なっている。

私はアメリカに80年代の終わりの2年間と2001年の計3年ほど暮らしたが（主に東海岸のポストン）、アメリカの都市の場合、街が完全に自動車中心にできており、歩いて楽しめる空間や商店街的なものが少ない。しかも貧富の差の大きさを背景に治安が悪いこともあって、中心部には荒廃したエリアが多く見られ、ヨーロッパに比べてカフェ的空間などのいわゆる「サード・プレイス」（職場と自宅以外の第三の居場所）も少なく、街の楽しさやゆつたりした落ち着きというものが欠如している



写真2：歩行者専用空間で生まれるにぎわいとコミュニティ感覚（ドイツ：パート・ライヘンハル（人口1.7万人））

ことが多い。

ヨーロッパの街は上記のように大きく異なっており、中心部からの自動車排除と歩行者中心のコミュニティ空間や街のにぎわいといった点では特にドイツ以北のヨーロッパでそれが明瞭であり、これは70年代前後からそうした政策を意識的に展開してきた結果でもある。戦後日本の場合、道路整備や流通業を含めて圧倒的にアメリカをモデルに都市や地域をつくってきた面が大きいこともあり、その結果、残念ながらアメリカ同様に街が完全に自動車中心となり、また中心部が空洞化している場合が多いのが現状だ。

「福祉都市」という視点

ここでポイントとなるのは、冒頭でも少し述べたように、①まちづくりないし空間づくりの在り方（自動車規制や郊外の大規模店舗等の規制を含む）と、②地域でのローカルな経済循環（ここで言う「コミュニティ経済」ということになるだろう）。

①についてももう少し補足すると、これについて私は、成熟社会ないし人口減少社会の都市像として「福祉都市」という視点が重要と考えている。

「福祉都市」とはさほど難しいことを意味しているわけではなく、ポイントは2つあって、第1に先ほどドイツなどの例に即して述べたように、中心部から思い切って自動

車交通を排除し、商店街など歩行者が「歩いて楽しめる」空間にしておくこと——全国に600万人とされる「買い物難民」の減少にもつながる——、第2に、できるだけ中心部にケア付き住宅や若者・子育て世帯向けの公的住宅や保育園などを誘導し、世代間交流やコミュニティという視点を含めた広い意味での福祉的機能を充実させていくことである。

以上のようなことをずっと考えていたら、先日まさにそうしたイメージを具体的に絵で表現したものに出合った。それは宮崎駿氏と養老孟司氏の対談本『虫眼とアニ眼』（新潮文庫）で、冒頭の約20ページが、宮崎氏が理想として抱く街の絵となっており、それは「保育園とホスピスと社（やしろ）を町のいちばんいい所に」という内容のものであった（ここで「ホスピス」は狭い意味の終末期ケアの場所というより、広く看取りや介護の場という趣旨）。「福祉都市」のイメージそのものである。

しかもここで表現されているのは、狭い意味での福祉都市という以上のものだ。それは「ホスピス」や「社」に示されるように、老いや死あるいは「世代間の継承性」ということを包含した都市や地域のありようで、地域やコミュニティというものは本来そうした要素を含んでいるのではないだろうか。ここで「社（やしろ）」に言及がなされていることもあり、関連で私自身がここ数年進



写真3：歩行者専用空間と「高齢者もゆっくり過ごせる街」(デンマーク：ロスキレ(人口5万人))

めている「鎮守の森・自然エネルギーコミュニティ構想」について簡潔に述べさせていた
だきたい。

自然エネルギーと鎮守の森 コミュニティで循環する経済へ

次のような興味深い事実がある。日本全体でのエネルギー自給率は4%台に過ぎないが、都道府県別に見ると10%を超えているところが8つあり、ベスト5は①大分県(22・9%)、②秋田県(18・5%)、③富山

県(16・6%)、④長野県(13・8%)、⑤青森県(13・7%)となっている。

これは環境政策が専門の倉阪秀史・千葉大学教授が進めている「永続地帯」研究の調査結果であり、大分県が群を抜いて高いのは、別府温泉などの存在から分かるように地熱発電が大きいことによる。富山県や長野県などは山がちな風土を背景にして水力発電が大きいことが、エネルギー自給率が高い要因である。

ところで自然エネルギー拠点の整備というテーマは、狭い意味でのエネルギー政策という枠を超えて、ローカルな地域コミュニティの再生という視点が不可欠である。つまり先ほどの「コミュニティ経済」とまさに重なるが、自然エネルギーを軸に、ヒト・モノ・カネが地域内で循環し、そこに雇用やコミュニティ的つながりが生まれるような仕組みづくりが課題となる。このような視点を含めて私が考えるようになったのが「鎮守の森・自然エネルギーコミュニティ構想」だ。

最初に知ったときに驚いたのだが、全国の神社の数は約8万数千で(お寺もほぼ同数)、コンビニの約5万よりずっと多く、また中学校の数が1万であるのを踏まえると中学校区あたり平均8つずつという大変な数にのぼる。これらの場所は狭い意味での

宗教施設ということを超えて、「市」が開かれたり「祭り」が行われたりするなど、ほかでもなくローカルな地域コミュニティの中心としての役割を担っていた。

こうした点を踏まえ、自然エネルギー拠点の自律分散的な整備と、元来地域コミュニティの拠点であった鎮守の森を結びつけ、福祉や世代間交流などの視点も総合化して進めていくというのが「鎮守の森・自然エネルギーコミュニティ構想」の基本的な考えである。

もちろん地域コミュニティの拠点となる場所は鎮守の森だけではない。2007年に全国の自治体に対して行ったアンケート調査では、「これからの時代におけるコミュニティの中心として特に重要な場所」として挙げられていたのは、多い順に①学校、②福祉・医療関連施設、③自然関係(公園等)、④商店街、⑤神社・お寺となっていた(広井(2009年)参照)。こうした場所を自然エネルギーなどとうまく結びつけ、コミュニティで循環する経済を築いていくことが、人口減少時代の日本における中心的な課題と思えるのである。

(参考文献)

広井良典(2009年)『コミュニティを問いなおす』ちくま新書。
同(2011年)『創造的福祉社会』ちくま新書。
同(2013年)『人口減少社会という希望』朝日選書。

特	別
講	演

人口減少時代の処方箋

野村総合研究所顧問、東京大学公共政策大学院客員教授、
日本創成会議・人口減少問題検討分科会座長、元総務大臣、前岩手県知事

増田寛也ますだひろや



全国市長会および公益財団法人日本都市センターは11月12日、全国都市会館において「第14回市長フォーラム」を開催しました。

フォーラムでは、森・全国市長会会長が開会あいさつを行った後、日本創成会議・人口減少問題検討分科会座長でもある増田氏による「人口減少時代の処方箋」と題した特別講演が行われました。少子化・人口減少社会における都市自治体のあり方をテーマに、国立社会保障・人口問題研究所の推計値などを基にしながら、人口減少の要因や少子化対策と東京一極集中対策を同時に行う必要性などについて説明されました。さらに、講演の後には、出席市長との活発な意見交換が行われました。ここでは、その特別講演の模様をお届けします。

人口減少の2つの要因

市町村長は24時間365日、最も住民に近い場所で、自治体経営にあたらなければいけない、大変な職務だと思います。現在、その市町村において、大きな政策課題の一つとなっているのは人口減少でしょう。それぞれの議会においても、活発な議論が行われていることと思います。

私も岩手県知事の時代から、国立社会保険・人口問題研究所(以下、社人研)の「将来人口推計」や総務省の「住民基本台帳人口移動報告」などが公表されるたびに、深い関心を払ってきました。

県庁所在地と中山間の地域では状況も危機感も大きく異なりますから、人口減少問題については、具体的な試算を基に、市町村ごとに議論していくことが必要になる。以前からこのように考えていましたが、ご案内のとおり、2003年以降、国勢調査に基づいた各市町村の将来推計人口も公表されるようになるなど、その環境も整ってきました。

実際、われわれ日本創成会議が提言を行った本意もこの点にありました。ご批判はあろうかと思いますが、自然増減と社会増減の2つの要素から成り立つわが国の人口の実態を、試算を基に明らかにすることで、しっかりと議論ができる材料を提供したかったという事です。

人口減少には2つの要因があります。第1

の要因は、20〜39歳の若年女性人口の減少です。実に、約96%の子どもがこの年代の女性から生まれます。つまり、この層の女性がどれだけ生まれ、かつその地域で暮らし続けるかによって、将来人口がほぼ決まってくるわけです。

第2の要因が人口の社会移動、すなわち地方から大都市圏への若者の流出です。後ほど紹介するように、特に日本は東京一極集中の傾向が著しいため、そうした人口移動の流れを変えることが欠かせません。

日本創成会議では、2010年から2040年にかけて、人口再生の要となる20〜39歳の若年女性人口が5割以下に減少する市区町村を、サステイナブルではないという意味で、「消滅可能性都市」と定義づけました。社人研の「日本の地域別将来推計人口推計」を基に、日本創成会議でさらに推計し直すと、これに該当した自治体は全自治体の約半分に当たる896団体。そのうち、1万人未満の自治体は523団体で、人口が少ない自治体ほど消滅の可能性が高いということも明らかになりました。

もし、こうした条件の中で、30年後の人口を維持しようとするれば、直ちに2.8〜2.9の合計特殊出生率(以下、出生率)が必要になります。これほどの高水準は世界の成熟国家ではほとんどありません。現実的に考えて難しいと言わざるを得ないでしょう。

では、どうすればいいか。少子化対策と東

京一極集中対策を同時に行う必要があると私は考えます。根拠なき悲観論に陥ってもいいかもしれませんが、楽観論に偏ることも避けなければいけません。国民の皆さんと基本認識、危機意識を共有し、適切な対策をいかに打てるかが重要になってくると思います。

人口減少の流れを止めることが重要

まず、日本の総人口のこれまでの推移と今後の推計について見てみましょう。江戸末期に3000万人強であった日本の総人口は、明治維新以降100年余りで約1億人も増加しました。現在は、2008年をピークに減少し始めたところですが、社人研の低位推計によると2100年には3795万人と試算されているように、猛烈な勢いで減少するのは確実です。

もはやどんなに出生率が高まっても、しば



らくの間、人口減少は避けられません。従って現段階で人口減少の是非を論じてもほとんど意味はありませんが、一番の問題は、人口が減少し続けていく、下げ止まらない構造になっていることです。

その結果、2つのアンバランスが生じます。1つは年齢構成のアンバランスです。よく人口ピラミッドといわれますが、現在の日本の人口の年齢別構成は、まったくピラミッドの形になっていません。生産年齢人口が極端に少なく、逆三角形の形をしていることから分かる通り、現役世代が高齢者を支えきれなくなりつつあります。

今後、その傾向はより顕著になっていきます。総人口が減少を続ける中、老年人口は2042年まで増え続けるために、社人研の中間推計(出生率1・35)では、2100年には高齢化率は40%を超えると試算されています。そうなれば社会保障等の崩壊は避けられません。

もう1つは国土利用のアンバランスです。地方都市が消滅し、東京をはじめとした大都市圏に人口が集中する極点社会が出現する危険性も高まります。

この2つのアンバランスを押しとどめ、どこかの段階で人口減少を止めることが重要です。もちろん、すぐには結果が出ません。長期間にわたって総合的な対策を実行し続けることが必要ですが、もし、それに成功し、安定ラインが確保されれば、そこから反転攻勢

ができると思はれています。

ちなみに、人口減少には3つの段階があります。すなわち、「老年人口が増加し、生産・年少人口が減少」する第1段階、「老年人口が維持・微減し、生産・年少人口が減少」する第2段階、「老年人口が減少し、生産・年少人口も減少」する第3段階ですが、既に全国の自治体の44%に当たる794団体は、将来の日本を先取りする形で、「第2段階」「第3段階」に達しています。自分たちの地域がどの段階にあるのか、市町村ごとに見ていく必要があると思います。

晩婚・晩産化の傾向を断ち切れるか

次に、出生率と出生数の推移について見てみます。日本は1990年に、丙午の年に当たり、出生率が極端に下がった1966年の1・58を下回る「1・57ショック」が起きましたが、その後も状況は改善されず、2005年に1・26まで下がりました。それ以降、少子化対策担当大臣も置かれ、対策が進められた結果、昨年の出生率は1・43となるなど、取り組みはある程度成功してきたといわれています。

しかし、肝心なのは出生数です。いくら出生率は向上していても、出生数は下がり続けているところに日本の特徴があります。20代、30代の女性の数が減少しているため、少々出生率が上がってもカバーしきれないのです。特に昨年は約102万人と最低の

出生数で、この年に生まれた女性の数は、1974年生まれの約50%に過ぎません。

要は出生数が増えるレベルまで出生率を押し上げなければいけません。それを妨げているのが晩婚、晩産です。現状では、全出生児の3割は35歳以上の母親から出生しているほか、第1子の約20%は35歳以上の母親から出生しています。30代後半以降の初産では「2人目」はなかなか困難でしょう。現在の30代前半以下の出生数がこのまま下落すれば、少子化は一気に加速します。それを回避するためにも、晩婚・晩産化の傾向を断ち切るこ

とが重要です。出生率の大幅な改善に成功した国があります。1995年の1・7から2・01まで上昇したフランス、1999年の1・50から2012年に1・91まで上昇させたスウェーデンはその代表的な国です。特に、フランスは多額の予算を投入して、徹底的に少子化対策や働き方、税体系の改革を断行しました。さらに、事実婚の容認はもとより、大規模に移民も受け入れました。その結果の出生率2・01です。このように出生率の上昇に成功した国がある一方で、日本をはじめアジア各国はのきなみ出生率の低下に悩まされています。

大都市圏への人口移動の推移も見てみましょう。戦後を通じて、地方から若年人口が流出した人数は累計1147万人にも及びます。高度成長期には、東京圏、大阪圏、名古屋圏の3大都市圏への人口移動が際立って



ましたが、80年代後半のバブル期以降は、東京圏に集中する傾向が鮮明になりました。2011年の東日本大震災以降、一時的に東京圏への転入超過数は減少しましたが、2020年の東京オリンピックの開催が決定してからは、また東京圏への転入が拡大しています。

こうした一極集中は世界的にも特異な現象です。パリ、ロンドン、ニューヨーク、ローマ、ベルリンなど先進国の経済の中心都市では、戦後を通じて、人口の比重は横ばいか減ってきている中で、東京の人口シェアだけ

がそれらと比べて異様に高く、かつ現在も上昇を続けているのです。これはソウルやマニラなどアジア地域に見られますが、極めて珍しい現象です。

人口の対流現象を起こせるかがカギ

東京圏の一極集中は、出生率の面からも問題です。都道府県別の出生率を見ると、沖縄県が最も高い1・94を記録しているのに対し、東京は最低の1・13と極端に低い数値にとどまっています。保育所は不足し、住宅も狭く、出産・子育ての費用も高い。そのため、男女を問わず平均初婚年齢や第1子出生年齢、さらには未婚率が全国平均より圧倒的に高いという結果になっています。東京都でも多額の少子化予算を組んで対策を行っているものの、効果に結びついていません。

それに加え、東京圏を含め3大都市圏では、高齢化の問題も現れてきます。2040年までに特に近郊市において高齢化が一挙に進むほか、東京における生産年齢人口は6割に低下します。現時点においても、施設に入れない待機介護高齢者の数は約4万3000人。地方から人材を集めて、企業戦士として活躍する時期はよいものの、その人たちが高齢化を迎えることで、医療・介護サービスの大幅な不足に見舞われるわけです。

一方で、今まさに医療・介護サービスのピークを迎えている北海道や東北の一部、北陸、四国、九州などの地域は、2040年に

は相当な余裕が出てきます。この点からも人口の対流現象、つまり大都市圏から地方への人口の対流現象を起こすことが肝心です。

こうした中で、今年の6月24日に閣議決定された「骨太の方針」では、国家として初めて人口の目標値を「50年後に1億人程度」と位置付けたほか、東京圏の一極集中傾向への歯止めや、少子化と人口減少の克服を目指した総合的な政策の推進の必要性なども明記されました。さらに、そのための司令塔として「まち・ひと・しごと創生本部」も設置され、既に私たち民間有識者を含めた「まち・ひと・しごと創生会議」も3回ほど開催、「総合戦略」や「長期ビジョン」の骨子案もまとまりました。

さらに、私たちの考えに沿って、「希望出生率」を1・8とする目標も掲げられました。この「希望出生率」とは、出生動向基本調査に基づいた、国民の希望が叶った場合の出生率のことです。もちろん、この数値を国民に押し付けることがあってはいけません。政策の妥当性を判断する「評価指標」としては大いに意義があると思っています。

実際、さまざまな政策を総動員することで、結婚をし、子どもを産み育てたい人の希望を阻害する要因を丁寧に取り除き、現在のところ40%にとどまっている20歳代後半の結婚割合が60%になれば、この出生率1・8の達成は可能です。さらに現在8%と低い、20歳代前半の結婚割合が25%になれば出生率2・1の実現も視野に入ってきます。そこに向かっ



て、学生結婚を奨励したり、子どもが産まれたら奨学金を手厚くするなど、社会のさまざまな分野で改革を行うべきだと思います。

地方から日本を若返らせよう！

最後に、各地域における東京一極集中対策について申し上げます。重要なことは、若者たちが東京に移り住まずとも、生活できるよう、雇用の場を地域につくることです。もちろん、農業、林業、水産業も大事ですが、雇用吸収力という点では、人口が集積した都市

において、どれだけ3次産業の雇用の場を開拓できるかがカギとなります。

そのためには、若者に魅力のある地域拠点都市に投資と施策を集中することが欠かせません。その観点から、私たちは「コンパクトな拠点」+「ネットワーク形成」を提言しましたが、実際、総務省においては、人口20万人以上の都市を「地方中枢拠点都市」と位置付け、圏域を含めた支援策を打ち出しているほか、この条件に当てはまらない地域に関しては定住自立圏で集約とネットワーク化を進め、支えていく仕組みも構築しています。

一方で、国土交通省では、生活の拠点となる人口10万人以上の都市と周辺の市町村を連結し、人口30万人程度の都市圏を形成する「高次地方都市連合」の仕組みを設けているほか、集落においても日常生活を支える機能を維持すべく「小さな拠点」などの取り組みも動き始めています。省庁の枠を超えて、さまざまな政策を重ね合わせることで、人口減少に即応した新たな集積構造を構築することが重要です。

これまでお話ししたような少子化対策、東京一極集中対策を推進し、2025年に出生率1.8、2035年に2.1が実現すれば、ピーク時から3000万人以上減少するものの、2090年の人口は9500万人程度で安定し、高齢化率も27%程度に抑えることができます。

長い時間がかかるものの、1億人を超える人口を抱えた国が若返りに成功した例はありません。しかもその若返りは地方から起こってくるという点が極めて重要です。

これまでわが国では、日本列島改造論やふるさと創生事業など、さまざまな国家戦略・国土開発計画が進められましたが、近年は活発な議論が行われてきませんでした。今回の地方創生を機に、もう一度国土開発計画についてしっかりと議論する必要もあるでしょう。加えて、人口減少対策は、早く着手することが不可欠です。私の見立てでは5年遅れると、将来的には300〜400万人の減少につながってしまいます。とはいえ、目先の効果だけにとらわれて、拙速に政策を立ててはいけないことも事実です。来年1年掛けて、各自治体がそれぞれの地域の総合戦略の策定に取り組みすることは非常に意義あることだと思っています。

拠点都市に各機能を集中させるか、分散させるべきかなど、さまざまな意見も出てくるでしょう。そうした点についても、しっかりと市町村ごとに議論すべきだと思います。そして、行政はもとより、企業、地方大学、地方金融機関など各セクターとともに議論を重ね、地方への移住策も含めて、人口減少に対応した地域づくりを進めていただきたいと思っています。本日はありがとうございました。

(三重県)

地域資源の活用で目指す 産業と文化の調和した環境先進都市

たなかとしゆき
田中俊行
四日市市長

人・モノ・情報が 交流する地理的条件

三重県四日市市の市名は、よく知られているように「四日の市」に由来している。「四日市」の名称が最初に文献に現れるのは15世紀半ば(室町時代半ば)だ。つまり毎月4の付く日に当地で「市」が開かれるようになって、少なくとも500年以上もの歴史があるということになる(現在は、市内12カ所で定期市が開かれている)。

江戸時代に東海道(五十三次)が整備されると四日市は江戸・日本橋から数えて43番目(四十三次)の宿場町となり、ますますにぎわいが増した。定期市の開かれる商業都市としての盛名も全国的なものとなっていたが、四日市でなぜ500年以上も前にこうした定期市が開かれるようになったのか。それには諸説あるものの、最大の要因が四日市の

地理的条件にあることは確かだろう。

旧東海道・四日市宿には東海道と伊勢街道の分岐点(日永追分)があり、現在、そこには「江戸から100里」の碑が立っている。旧東海道の全長を約500km(実際は492km)と計算すると、四日市から京までは残り100km弱。京まで行けばもちろん大阪は近い。名古屋は同じ伊勢湾に面しており、まさに指呼の間だ。高速交通網のなかった時代に江戸と直結する東海道沿いに位置し、至近距離で名古屋・京都・大阪に囲まれ、天然の良港(四日市湊)があり、日本全国から参拝客が集まる伊勢街道と東海道の分岐点にも当たる。こうした地理的条件は「人・モノ・情報」が自然に集まる交流都市形成の重大な要素だ。そのアドバンテージが、四日市が近代以降も港湾都市として、産業都市として大きく発展していく礎ともなったのは間違いない。

「近代以降の四日市にとつての最も大きな転換点は、明治17年、地元の廻船問屋・稲葉

三右衛門が私財を投じて行った四日市港の整備工事が完成したことにあります」

そう語るのは田中俊行・四日市市長だ。

江戸時代末期の安政大地震により港が壊滅状態にあった四日市は、四日市港の近代化とともに再びにぎわいを復活させ、明治30年には全国で45番目となる市制を施行した。さらに明治32年に伊勢湾で最初の開港場に指定されると、食料品・肥料・綿花などを中心とする輸入港として発展。繊維・機械・化学





毎日大量の物資が入出荷する四日市港（ポートビル14階展望室からの眺望）

などの近代工業が勃興する要因となった。四日市港はその後も近代港湾にふさわしい機能を高め、昭和11年には日本板硝子四日市工場、昭和16年に石原産業四日市工場（化学産業）が操業開始。これを皮切りに、湾岸工業地帯としての礎が築かれ、戦後の石油化学コンビナート形成へとつながっていく。

「塩浜地区には戦後、戦時中に稼働していた第二海軍燃料廠の跡地が残されました。国は高度経済成長を図る際に『石油化学工業の



今も市内中心部に残る旧東海道の街並み

育成対策』を掲げましたが、その一環として昭和30年に広大な燃料廠跡地への石油化学コンビナートの建設も決定され、四日市コンビナートの出発点となりました」（田中市長）

四日市コンビナートはわが国の高度経済成長とともに急速に発展。拡大に次ぐ拡大を続け、現在では約960haの広大な敷地に第1・第2・第3コンビナートが形成されている。

各コンビナートには国際競争力に優れた多数の大手メーカーが立地し、平成24年実績では、1兆5300億円（化学工業約9000億円、石油・石炭製品製造業約5200億円）という、全国有数の製造品出荷額を記録している。



昭和6年完成の末広橋梁（跳ね上げ式、国指定重文）と潮吹き堤防の重文コンビは、コンビナートの新たな観光コンテンツ

こうした急成長の背景には、ご承知のように石油化学コンビナートから排出される硫黄酸化物などによる大気汚染（四日市公害）の発生があり、その克服に向けた大変な努力も積み重ねられてきた。後に述べるようにその成果は、四日市市を世界的にも類例のない「高度に環境意識の高い産業都市」へと変身させるが、「その事実がきちんと伝えられていない傾向がある」と田中市長は慨嘆する。

「例えば小中学校の社会科教科書なども、

コンビナートに 光を当てる工場萌えブーム



女性にも大人気の「コンビナート夜景クルーズ」

四日市公害については記述しても、少し前までは、その後の克服のプロセスを書いてあるものがほとんどありませんでした」

そこで田中市長は折を見ては教科書出版社に申し入れ、四日市公害のその後についての認識を改めてもらうよう努め、少しずつ改善されてきたという。また最近ではそうした地道な努力が報われるかのような新たな現象も起こり始めている。

7〜8年前から相次いで出版された石油化学プラントなどの写真集が好評を博したのを契機に、ウェブサイト上に工場の夜景がアップされるようになり、「工場萌え」(コンビナートなどのもつ構造美を好む現象) という言葉がブーム的に流布するようになったのはその一例といえる。さらにこれまで観光の対象とはされなかった全国の工業地帯やコンビナートなどの風景や夜景が、にわかには有力な観光コンテンツとして注目を集め始めた。中でも四日市市・川崎市・室蘭市・北九州市・周南市・



四日市市の観光振興を盛り上げる観光大使の任命式(左は「こにゅうどうくん」)

尼崎市のコンビナート群は「日本6大工場夜景」とされ、この6市は平成22年から持ち回りで「工場夜景サミット」を開催、その魅力を全国発信している。(当初は四日市市・川崎市・北九州市・室蘭市の4市でスタート)

以来、四日市市にも工場・コンビナートウォッチングの観光客が多数訪れるようになったが、とりわけ人気なのが船上からコンビナートの夜景を見る「コンビナート夜景クルーズ」だ。川崎市に続いて四日市市も平成22年から「四日市コンビナート夜景クルーズ」を週末に開催し、大好評を博している。

「こうした機会をとらえて四日市市の新たな魅力を発信するため、平成23年に『四日市の観光元年』を宣言するとともに、四日市市観光戦略会議を立ち上げ、おもてなし機能を加えた



高級B級グルメとして人気の「四日市とんてき」

観光案内所「四十三(よそみ)茶屋」の設置など、多彩なプロジェクト案に基づいたさまざまな発信事業を行っています(田中市長)

観光戦略会議発案のプロジェクト以外にも、四日市市では次のような観光振興のための情報発信事業を多角的に展開している。

事例①観光大使による魅力発信(四日市市ゆかりの各界著名人10名に委嘱。任期3年)／事例②海外での情報発信(友好都市の天津で「四日市フェア」開催)／事例③マスコットキャラクター「こにゅうどうくん」の選定(ゆるキャラ「こにゅうどうくん」を四日市市の宣伝マンに任命し、市内外のイベントなどで活躍)／事例④ご当地グルメ「四日市とんてき」の発信(厚めの豚肉をニンニク入りの濃いたれでソテー。キャベツ付き)／事例⑤「四日市公害と環境未来館」整備、市立博物館リ



世界最先端、世界最大級の半導体工場(東芝)

ニューアル(どちらも平成27年3月オープン。「四日市公害と環境未来館」は新設で、四日市公害の歴史と教訓を次世代に伝えるとともに、四日市市の公害や環境問題への取り組みを国内外に発信する。市立博物館は常設展示やプラネタリウムなどを一体的にリニューアル。古代から現代まで「道」を通して発展してきた四日市の暮らしの変遷を展示)ほか――。

四日市市には既に「四日市市環境学習センター」があり、四日市公害のプロセスとその対策史などの展示や、資料の公開を行ってきた。それらの資料は事例⑤の「四日市公害と環境未来館」に移設され、同館のオープンとともに「四日市市環境学習センター」は統合されることになる。また「四日市市公害と環境未来館」の観覧は、工場夜景クルーズなど現

地見学と組み合わせることによって、産業観光プログラムの重要かつ立体的な効果をもつコンテンツになることも期待されている。

重層構造が支える 産業都市のポテンシャル

四日市市のこうした観光振興事業の内容を概観して改めて思うのは、「四日市公害」に対する四日市市の尽きせぬ思いだ。悔恨や反省はもろろんだらうが、それを克服するために費やしてきた長い日々(それは今も終わっていない)を絶対に風化させないという強い決意が、観光振興策にもひしひしと感じられるのだ。

その決意は同時に、環境に配慮した重化学工業・先端産業をより一層発展させながら、観光施策などを通じて四日市に古来備わっていた歴史・文化的土壌にさらに磨きを掛けつつ発信し、「環境にやさしい産業文化都市」(産業と文化が調和するまちづくり)ともいうべき新しい都市像を、四日市市が目指す要因ともなっている。

産業と文化が調和するまちづくりについては後に述べるが、大きな公害問題を抱えながらも、その克服と産業的發展を同時に成し遂げてきた四日市市の軌跡の概略をここでご紹介しておきたい。

大気汚染は昭和34年に第1コンビナートが本格稼働し始めた直後から発生し、その後、急速に深刻化していく。市民を中心とする反

公害運動も激化していくが、四日市市では衛生課に「公害対策係」を設け、三重県公害対策室とともにその対策に当たった。例えば昭和40年から四日市市が実施した市単独による医療費救済制度は、わが国では初の取り組みで、その後の公害対策史に大きな一石を投じた施策として、今日でも評価が高い。

さらに昭和47年に、四日市市は三重県の主導で硫黄酸化物の総排出量規制に踏み切った。その効果は大きく、昭和51年度には市内全域で、ぜんそくの主な原因とされる二酸化硫黄濃度が国の基準を下回り、現在に至っている。同時に住工分離の名の下に、郊外丘陵部に大規模な住宅団地の開発が公的セクターにより行われた。このことが、高度経済成長期からの就業人口増加の受け皿としての役割を果たし、四日市市がこれまで人口減少に転



四日市市内だけを走る貴重な特殊狭軌(ナローゲージ)鉄道・近鉄内部・八王子線



じなかつた要因とも言える

また、企業と行政が一体となつて協議、検討を進めた結果、平成15年に全国初の「技術集積活用型産業再生特区」の認定を受けた。それによって、臨海部については汎用品から高度部材の供給へと質的変換を遂げ、さらには企業立地奨励制度や民間研究所立地奨励制度の活用などにより、半導体・自動車・電機・機械・食品など多様な産業の内陸部への誘致にもつながつた。世界最先端・最大級とされる半導体工場(東芝)の誘致はその象徴的な事例といえる。こうした施策が比較的スムーズに推移した背景には、各種助成制度の効用もさることながら、前半に述べた交通の要衝ぶりなど、四日市の優れた地理的環境も奏功したことは言うまでもない。

「四日市は江戸時代からずっと交通の要衝でしたが、現在は東名阪自動車道や名神高速道路、伊勢湾岸自動車道、伊勢自動車道などの高速交通網によって、名古屋・京都・大阪との距離はさらに縮まっています。新名神高



「大四日市まつり(8月)」(写真下)に登場する「大入道」(写真上)は日本一大大きいカラクリ人形(江戸時代末期製作)で、「こにゅうどうくん」の父親という設定

速道路が全通すれば、京阪に加えて神戸への道のりも格段に便利になります。さらに中部国際空港は伊勢湾の対岸に見えています。東京(名古屋)間を1時間で結ぶリニア中央新幹線が開通すれば、名古屋から30分の四日市は東京とも1時間半で結ばれることになりま

す(田中市長)
四日市コンビナートの製造品出荷額の事例は既に触れたが、こうした立地環境の下、着々と立地が進んだ内陸部の工業地帯も既に四日市コンビナートと互角の成績を上げるようになってきている。例えば平成24年度の製造品出荷額(四日市コンビナート・内陸工業地帯を含む)は約2兆6800億円に達するが、コンビナートが主体の石油化学産業はそのう

ち57%で、電子部品産業も24%を占めている。従業員数に至っては石油化学産業が約30%なのに対し、電子部品産業は25%とほとんど同じ水準になっている。また石油化学コンビナートについても、製品の付加価値化が奏功してコスト削減な業績を維持しており、産業都市としての四日市市のさらなる進化・重層性を促す要因となっている事実は見逃せない。

このように公害問題への取り組みと同時に進められた、石油化学コンビナートの製造体制の体質改善、住工分離や内陸部への先端産業誘致などの施策は、四日市市の都市としての骨格さえも組み替えたといえる。また公害問題への積極的な取り組みは、各種の脱公害技術を生み出す結果をもたらした。その成果は平成2年に三重県、四日市市および中部経済界の連携で設立されたICETT(公益財団法人国際環境技術移転センター)の存在が象徴する。ICETTには設立以来、発展途上国を中心に世界各国から、四日市発の産業における先進的な環境保全技術を学ぶ研修生が訪れ、その成果を持ち帰り続けており、国際的な評価も高い。(国内からの研修生も受け付けている)

産業と文化が調和するまちづくり

四日市市は平成24年に「四日市の文化力元年」を宣言した。公害をはじめ幾多の困難を

四日市市

市 政 報

(三重県)

乗り越え築き上げてきた産業都市としての実力は、既に述べた。だが真の意味で魅力と風格を備えた存在感のある都市になるには、産業の活力だけでなく文化の創造と発信が必要不可欠との認識から発意されたという。

四日市市には室町時代から続く「市」や土鍋の全国シェア8割を占める萬古焼、全国一の生産量を誇る「かぶせ茶」など全国的に知られた地域資源が多い。それら伝統的な地域資源に加え、現代の四日市市民が主役となって自ら育て上げ、全国発信できる文化を創造する。それがひいては地域の誇り、魅力や風格を醸し出すという考え方が「四日市の文化力元年」宣言には込められている。

同宣言に基づいて、平成24年度から「全国ファミリー音楽コンクール in よっかいち（ファミコン）」「四日市ジャズフェスティバル（ジャズフェス）」「郷土が誇る芸能大会」が同時に開始された。

中でも「家族」と「絆」をテーマとするファミコンは、文化力の創造・発信の中核的事業と位置付けられている。全国公募で選ばれた家族（親族）によるアンサンブルを競うイベントで、既に3回実施され、注目度もじわじわ全国的に広がりつつある。

ジャズフェスは市民による実行委員会が企画運営するイベントで、毎年100組ものプロ・アマバンドが参加



全国区ブランド四日市の「かぶせ茶」を生み出す広大な茶畑



家族と絆がテーマの「全国ファミリー音楽コンクール」(2014年グランプリチーム)



市民が企画・運営の「四日市ジャズフェスティバル」(毎年9月)

し、新名物になりつつある。市内各地区の推薦による出場者が伝統芸能や趣向を凝らした芸能を披露し合う郷土芸能大会と合わせ、形態の違うこれらのイベントも、ファミコンと同様に、地域や家族の絆がなければ成立しないものばかり。つまり自ずとコミュニティの再生にもつながるもので、こうしたイベントが定着すれば、四日市市が目指す「産業と文化の調和した環境先進都市」への道筋もより鮮明に見えてくるのではなからうか。

ところで昨年は、地元の廻船問屋・稲葉三右衛門が明治時代に近代港湾・四日市港の整備工事を完成させてから、130年の節目に当たる年だった。折しも昨年3月、前年に新

たに設置された四日市市産業活性化戦略会議は「四日市市と産業活性化戦略に関する提言書」を策定し、リニア中央新幹線開通後の四日市市が目指す産業都市としてのイメージを「日本の産業界をリードするアジア随一のクオリティ産業都市」と定めたことを発表した。

リニア中央新幹線が開通すれば従来培われてきた高速交通網は、まったくの新段階に突入する。その「時」に照準を合わせ、市民主体の文化力を地道に醸成しつつ、産業都市としての新たなステップアップとともに、その調和の達成を目標に進化していく四日市市の「今後」は要注目だ。

(取材・文 遠藤 隆／取材日平成26年11月18日)



法令相談室から

最高裁平成26年1月16日第一小法廷決定 — 地方公共団体の長の法的責任について —

全国市長会顧問弁護士

石津廣司 いしづひろし

1 はじめに

本件は、元S県知事であったIに対し、S県より国家賠償一条二項に基づき求償金請求がなされ、最終的に約4900万円の支払いが命じられた事案である。

国家賠償法一条二項は、国又は公共団体が同法一条一項に基づいて賠償責任を負う場合に、「公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と規定している。公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が賠償責任を負い、公務員個人は被害者に対し、直

接賠償責任を負うことはないが、公務員に故意又は重過失があった場合には、国又は公共団体が実際に賠償金を支払った後、当該公務員に求償することができることになっている。

国家賠償法一条二項に基づく求償権の行使については、東京大学宇賀教授の1997年2月初版「国家補償法」において「わが国では、国家賠償法一条二項に基づく求償権の行使は、ほとんど行われていないと思われ、この求償権の行使に基づく訴訟についての判例も皆無の状況にある。」と解説されており、求償権の活用は活発ではなかった。

ことに、本件のように県レベルで元知事に対し求償金請求の訴訟が提起され、

これが認容された例はなかったと思われる。しかも本件において元知事に重過失があったとされる事項は補助職員の専決事項だったのであり、このような事項について知事に過失が認められることも稀であり、ましてや重過失が認定された例はなかった。

このように、本事案には異例ともいえる点があるが、今後、地方公共団体の長の法的責任追及を活発化させる契機ともなり得るものであるため、紹介する次第である。

2 事案の概要と裁判所の判断

1. 事案の概要

S商工共済協同組合は平成3年ころか

ら多額の債務超過に陥ったが、これを粉飾経理操作により隠蔽して事業を継続していたところ、平成15年、裁判所により破産宣告を受けて倒産したため、同協同組合の多数の組合員は、同協同組合に預け入れていた共済掛金等の返還を受けることができなくなった。

そこでS商工共済協同組合の組合員は、同協同組合の中小企業等協同組合法上の監督機関であるS県に対し、国家賠償法一条一項に基づく責任があるとして損害賠償請求訴訟を提起した



S県は、右訴訟において、S県の中小

企業等共同組合法上の規制権限の不行使は、裁量を逸脱した違法なものではないとして争ったが、裁判所は平成19年6月、S県の商工労働部商工企画課長は、平成8年7月中に、S商工共済協同組合の財務状況や粉飾経理の状況を確定的に把握したのであるから、これを直ちに知事に知らせ、知事は、すみやかに粉飾経理の是正等を指示する業務改善命令を発令する義務があったというべきであり、平成8年8月以降も中小企業等共同組合法上の規制権限を適切に行使せず、これを漫然と放置したのは、中小企業等協同組合法の趣旨、目的に照らし、許容される裁量の限度を逸脱して著しく合理性を欠くものであり、その点において少なくとも過失があり、違法であるとして、S県に賠償を命じた。

S県は、右の一審判決に対して控訴せず、S商工共済協同組合の組合員に約4億9000万円の賠償金を支払った。

その後、右賠償金の支払を行ったS県は、同県の過失が認定される原因とされた平成8年8月当時の知事であるIの対応には重大な過失が認められるとして、Iに対し賠償金の求償を請求する訴訟を

提起した。

なお、S商工共済協同組合に対する中小企業等共同組合法に基づく指導監督は基本的に商工労働部商工企画課長の専決に任されていたものであるが、S県の過失が認定される原因とされた平成8年8月当時の知事であるIの対応とは、S県の賠償責任を認めた裁判所の認定によれば、商工労働部商工企画課長が、知事Iに対し、S商工共済協同組合の累積欠損が9億9300万円に上ること、このうち、6億3800万円は有価証券の運用損失、3億5500万円については共済事業での損失であること、S商工共済協同組合は、有価証券の運用損失分は、有価証券簿価額に上乘せ計上し、共済事業での累積欠損については前払金計上を行うとの帳簿処理を行って、粉飾経理を行っているなどと、「S商工共済協同組合の概要」と題する書面を手渡して報告したところ、I知事は、「うーん、厳しかな。見通しはどうか」と答え、同課長からの「今よりも有利な有価証券に入れ替えるなどして、経営改善により利益を出せば、40年から50年かかるかもしれないが、試算上は経営再建は全く不可能というわけではないです」との報告に対し、「それで

いくしかなかな」とだけ答えたが、その際S県として、どのような対応をなすべきかについての話題は出なかった、というものである。

2. 裁判所の判断

S県を原告とする元知事Iに対する求償金請求について、一審は元知事Iの重過失を認め、約4億9000万円全額の支払いを命じた。

右の一審判決に対して元知事Iはこれを不服として控訴した。二審福岡高裁は、支払額をその約10分の1の約4900万円に減額はしたが、一審同様、元知事Iに重大な過失があったと判断し、求償金の請求を認容した。

元知事Iは、右の二審福岡高裁判決を不服として、さらに最高裁に上告及び上告受理の申立てをしたが、最高裁第一小法廷は平成26年1月16日、元知事Iの上告を棄却し、上告受理の申立てを不受理とした。この最高裁の決定は5名の裁判官のうち2名が反対意見を述べるものである。

3 解説

1. 知事は、地方自治法上、広範な権限を有しており、市長も同様である。知事、

市長等、地方公共団体の長は広範な権限を有し、当該地方公共団体の多種、大量の事務を処理する責務を負っているものであるが、当然のことながら知事、市長単独で全ての事務を処理することができないわけではない。地方自治法も補助職員に関する規定を置き(地方自治法158条等)、地方公共団体の長は、その多種、大量の事務を補助職員に分掌させ、補助職員を指揮・監督してその事務を管理、執行すべきものとされている。このため、裁判例においても、地方公共団体の長については、「実務においては、その事務の重要性の程度に応じて、補助職員の判断を参考にし、自ら慎重に決定するもの、明白な瑕疵がない限り補助職員の判断を信頼して決裁するものなどの振り分けを行い、事務の円滑、効率的な処理を図ることも許容されている」(東京地裁平成9年10月17日判決・判例自治174号28頁)と判断されている。

これは地方公共団体等の公的部門に限られているわけではない。民間部門においてもいわゆる信頼の原則が認められており、例えば東京地裁平成14年4月25日判決(判例時報1793号140頁)は、銀行の取締役の注意義務について、「取締

役の行った情報収集・分析、検討などに不足や不備がなかったかどうかについては、分業と権限の委任により広汎かつ専門的な業務の効率的な遂行を可能とする大規模組織における意思決定の特質が考慮に入れられるべきであり、下部組織が求める決裁について、意思決定権者が、自ら新たに情報を収集・分析し、その内容をはじめから検討し直すことは現実的でなく、下部組織の行った情報収集・分析、検討を基礎として自らの判断を行うことが許されるべきである。特に、原告のように専門知識と能力を有する行員を配置し、融資に際して、営業部店、審査部、営業企画部などがそれぞれの立場から重疊的に情報収集、分析及び検討を加える手続が整備された大銀行においては、取締役は、特段の事情のない限り、各部署において期待された水準の情報収集・分析、検討が誠実になされたとの前提に立つて自らの意思決定をすることが許される」と判断しているところである。

意思決定権者が、多種、大量の事務を効率的、円滑に処理していくためには、実務の仕組みとして、補助職員(下部組織)を信頼せざるを得ず、そのことは、公的部門、民間部門を問わず、組織体におけ



る意思決定においては必要不可欠なことであって、法的にも許容されるべきことである。

2. ところで、専決とは、行政機関がその権限に属する特定の事項について、権限を委譲せずに、あくまで対外的には自己の名において事務処理を行うものであるが、内部的には恒常的に意思決定を含めて補助職員に処理させるものである。

専決による事務処理は正規の事務処理として認められており、補助職員が違法な専決処理をした場合には、地方公共団

体の長は、専決した補助職員に対する指揮監督上の帰責事由があった場合にのみ法的責任が問われるものとされている（最高裁平成3年12月20日判決・民集45巻9号1445頁）。この専決による場合の長の帰責事由の有無の判断に当たっては、長において自ら意思決定する場合以上に、前記1で述べた実務の仕組みが考慮されるべきことは当然であろう。そして、地方公共団体の長が法的責任を負うのが、単なる過失ではなく、故意重過失である場合には、専決権者たる補助職員の事務処理が明らかに違法であることを知り、あるいは極めて容易に知り得る場合に限って、長に帰責事由があるとされるべきであろう。

このように考えると、元知事Iの重過失を認めた本件の一審及び控訴審判決、元知事Iの上告受理申立てを受理しなかった最高裁決定の判断は、地方公共団体の長にとって厳し過ぎるのではなからうか。本件の最高裁決定には前述のとおり2名の裁判官の反対意見が付されている。この反対意見では、当時の担当部署の責任者はS商工共済協同組合の自助努力にしばらく任せようと判断していたのであるから、当時の知事としては担当課

長らの対応策の委細に介入してこれを覆し積極的な監督権限の行使を指示すべき注意義務を負っていたとはわかに解し難いとしているが、前述した実務の仕組みからすれば、この反対意見の方がより説得的である。

3. 以上のとおり、本件の裁判所の判断は、地方公共団体の長にとって厳しいものとなったが、これは最高裁判所も含めて裁判所が一般的に地方公共団体の長の法的責任を厳しくとらえようとする事になったのか、それとも本件事案の特殊性として、元知事Iは担当課長の報告によって粉飾経理がなされていることは知っており、粉飾経理があれば規制権限の行使以外に選択の余地がないことは極めて明らかであると考えたのか、そのいずれとも断定できない。

しかし、前者の可能性も考えられるところであり、そうとすれば、地方公共団体の長としては、事務処理方法につき、効率性のある程度犠牲にしても、例えば専決の場合にも法制部門等の複数の部署が実質的にかかわるような仕組みとするなど、補助職員の組織としての判断の信頼性を高めていく措置を採らざるを得ないであろう。

集いの地「かづの」への想い

かづの 鹿角市長(秋田県) **児玉** こだま ひとし 一

Hitoshi Kodama



「かづの」の地域

皆さんは、これまでに秋田県を訪れる機会があったとしても、わがまち「鹿角」を訪れたことはあるでしょうか。

鹿角市は北東北(秋田・岩手・青森)3県の中央に位置し、県庁のある秋田市からは、幹線道路の改良が進んでいる現在でも、移動には車で2時間半を要します。一方、隣県の盛岡市や弘前市には東北自動車道が縦貫しているため1時間圏内であり、生活圏としてのつながりも深いです。こうした県境に接する地域は全国にもたくさん存在しますが、この地はひと際ユニークと言える特徴があります。

歴史をひも解くと縄文時代から人々の生活があり、多くの伝説からも古代より中央との行き来があったことが窺えるのですが、近世まで下ってみても、藩政時代には南部盛岡藩に属しており、南北方向の鹿角



ユネスコ無形文化遺産の「大日堂舞楽」



「小倉百人一首かるた競技全国大会」の開会式であいさつをする筆者

街道を軸として東西南北に通じる道が整備され、外部からは多種多様な文化が流れ込み、「人」と「モノ」が行きかう交通の要衝として発展してきました。

そのような背景の中でも、特筆すべきは尾去沢鉦山を始めたとした有数の金属鉦床を代表とした豊富な資源をめぐり、争奪戦が繰り広げられた戦いの地でもあったということです。

明治4年には秋田県へ編入されることとなりましたが、小説家の司馬遼太郎が自身の著「街道をゆく」で、鹿角を日本のアルザス・ロレーヌ(フランスとドイツの歴史的な係争地)と表現したことに歴史像を重ねることができま

す。今現在も南部の文化を色濃く残しつつ、秋田県となってからの歴史も織り交ざる



「量の格闘技」ともいわれる「小倉百人一首かるた競技全国大会」

「かづの」と言う地の発展に、先人の様々な思いを浮かべますと、3期目となる市政への取り組みに向かって、最前線で戦う気持ちが湧き上がってくるのです。

第29回国民文化祭の開催

昨年は、国内最大の文化の祭典である「国民文化祭」が、秋田県で初めて開催されました。

県内25市町村を舞台に、100を超える事業が約1カ月間にわたり繰り広げられましたが、本市では、ユネスコ無形文化遺産に登録されている大日堂舞楽が伝承されていること、また、県内でも競技かるたが最も盛んな地域であることから、「神楽フェ

ステイバル」と「小倉百人一首かるた競技全国大会」を実施しました。

大日堂舞楽は、およそ1300年前の養老2年に元正天皇の命により大日社再建の折、名僧行基に伴われて来た楽人により里人に伝えられたといわれる舞楽です。多くの研究者から大変古風な舞であり、奇跡的に今日まで伝承されて来たものと驚嘆されています。

舞楽を伝承するために地域の四集落で舞を分担し、これを継承するために地付神役（舞楽に携わることにより田畑を耕作する権利を与えること）と呼ばれる手段を用いて、明治維新まで厳重に行われてきました。この舞楽の舞人・楽人は能衆と呼ばれ、現在でも役柄により約2週間から5日間ほど間口に注連縄を張り、行と称して精進潔



全日本かるた協会の山下会長(左)と筆者

斎をして奉仕します。さらに、舞人は神子舞、神名手舞の2つの舞を繰り返しながら、人から神へ化身するものとされているのです。

神楽フェスティバルでは、大日堂舞楽の他に、東北地方のすべてのユネスコ無形文化遺産が集まりましたので、各地域に伝わる文化の魅力や奥深さを肌で感じ、文化遺産の保存伝承の重要性を再確認する貴重な機会となりました。

文化の社交流館「コモッセ」オープン

今年4月16日には十数年前から建設を望む声のあった文化ホールと市民センター、子育て支援施設、そして図書館から成る複合施設「コモッセ」がいよいよオープンします。

市民の多様な芸術文化活動の拠点として、また、地域固有の民俗芸能とのふれ合いや新たな芸術文化鑑賞機会の提供など、これまでにない充実した環境が整うこととなります。

総事業費は約44億円という一大事業でありますので、市民の悲願成就のため、これまで熱い議論を重ね、各方面へどれだけ奔走したかわかりません。

私は市のかじ取りを任される前にも市職員として長らく行政に携わってまいりましたので、本市の理想的な文化ホールの在り方については、折に触れ市民の声と向き合ってきました。それだけに今年のオープ

ンには、何か運命的な仕事のめぐり合わせを感じています。そしてまた、周辺の中心市街地を含め、まちのにぎわい創出には特別な思いを抱いているところです。

鹿角は歴史文化のほかに、紹介しきれないほど多くの資源を有しています。「コモッセ」によって、本市の持つ都市機能にこれ以上ない魅力が加わったことは間違いないありません。

地域や鹿角人が持つDNAに深く刻まれた営みが再び呼び起こされ、将来に渡って息づく文化が継承され、ふるさとの発展に大きく貢献することを確信しているのです。



4月にオープンする文化の社交流館「コモッセ」の外観イメージ

交渉①

交渉の意義

法人格を有する自治体においては、対外的活動をするに際し、市民、企業をはじめ他の自治体や国との交渉は避けて通れません。その態様として土地の取得交渉、税金の滞納整理、補助金の交渉をはじめ多種多様なものがあります。交渉の経緯も従来と異なり、劇的な様変わりを見せています。以前であれば役所が決めたこと、あるいは職員が言ったことに対して市民が面と向かって苦情や異議をさしはさむケースは稀有なことでしたが、今日においては、市民、業者、各種団体、関係機関、議員等（以下「市民等」という）に対して説得し、理解を求め、納得を得ていかなければ、円滑な行政運営は難しいものとなっています。そのためには幹部職員をはじめ業務に携わるすべての職員には、交渉能力を高めることが重要に

なってきました。それが組織力の強化にもつながります。

交渉の目的

(1) 交渉は勝ち負けではない

自治体における交渉の目的は、市民等に対して屁理屈を通すことや論破することではなく、ましてや言い負かすことではありません。交渉はあくまでも対立の解消と合意を目的とするものです。交渉には、要求と譲歩がなされるものであって、決して勝つか負けるかのサバイバルゲームではありません。相互が受け入れることができる諸条件を導き出し、それに合意することです。従って、双方の利益となる「win-win」の結果を目指すことが大切です。勝つためには手段を選ばずなどの発想を選択すべきでないことは当然です。交渉に臨むに当たっては理性的な大人の立ち居ふるまいが要求

市町村アカデミー客員教授

大塚康男



されます。人間的な誠実さがなければ交渉は成り立ちません。胡散臭い人の話に耳を傾け、了解するでしょうか。会議時間を厳守し、約束を履行し、誤りがあれば率直に認めることが誠実さの表れであり、交渉の原点ではないでしょうか。自治体だからといってそれを反故ほんごにしている理屈はありません。そこで、交渉に際しては、まず「相手の言い分に最後まで耳を傾ける」姿勢を持つことです。むしろ、自治体職員は聞き役にまわるくらいの意識を持つことが大切です。人は自分の話を積極的せきごくに聞いてくれる人に敵対心を持ちにくいものです。

(2) 交渉における重要な要素

しぐさや表情が交渉における重要な要素となります。よろしくのあいさつや握手も注意して見れば、相手が好感を持っているか、同意しているかが容易に判断できます。笑顔は好感の表れといわれます。2014年11月に

Risk Management

行われた日米ソ中韓等の首脳会談にみられる首脳の表情はそれを端的に物語っています。ある心理学者の研究では、相手に対して好意を表現する方法の半分以上は「顔の表情」によるとされています。交渉相手から外交辞令でない笑顔が見られ、笑い声が聞こえたら、相手は交渉に同意していると理解していいといわれます。そのためにも、相手と面談することであり、コミュニケーション・ギャップの相手とは電話、手紙、FAXはなく、「フェイス・トゥ・フェイス」がものをいいます。状況によっては相手方に向いて面談することも危機回避の重要な役割を果たすことにもなります。

顔見知りの効果「ザイアンスの法則」（アメリカの心理学者サイアンスが提唱）があります。人は知らない相手には冷淡、攻撃的、批判的に対応する傾向がありますが、人は会えば会うほど相手に対して好意を持ちます。さらに相手の人間的側面を知ったときは、より好意を抱くのです。そのためには、相手のプロフィールを把握し、以前に会ってあれば「この前は大変お世話になりました」先日は、貴重なお話しありがとうございました。仕事の参考にさせていただきました」等のあいさつを積極的に行うことは大切なことです。また、セールス・トークでは「相手にノーと言わせる質問をしない」のが鉄則だといわれて

います。自治体の交渉においても参考にすべき事項ではないでしょうか。

交渉のための心構え

交渉を行うには、周到な準備が必要です。交渉に自信を持つためには、事務事業の知識を十分に身に付けていることは、基本中の基本です。制度の概要、法的根拠（判例、行政実例等）、過去の経緯等を熟知しているだけでも心に余裕ができますし、焦らず対応ができます。そして交渉相手に関する情報を集め、交渉相手とのパワーバランスを正確に把握することが何よりも重要です。行き当たりばつりの交渉で最良の結果が得られるはずはありません。少なくとも最終目標と譲歩できる範囲を定め、交渉に臨む必要があります。また、相手の力量がよく分からないうちは、黙って情勢を静観していたほうが賢明な場合もあります。相手の力関係の見極めもつかないうちに、虚勢を張り、大言壮語し、いざという段階になって腰砕けとなることは避けなくてはなりません。相手の状況が分からないうちは「低姿勢」の和戦両様の構えで対応したほうが得策な場合もあります。そして、交渉相手を説得するためには、相手の理解レベルに合わせた説明を行うことも必要です。専門用語でしゃべりまくり、

相手を煙に巻いたところで、相手の理解を得られなければ交渉の成果はありません。また、誠意が感じられないと非難されるおそれさえあります。当然のことながら交渉はダイベートではありません。交渉相手を打ち負かしたところで利益の実現が図れないければ交渉の成果は得られないわけです。分かりにくい言葉を使って話せば、話の内容も分かりにくくなりますし、印象も弱くなります。結果的に不親切な感情や心理的に疎遠なイメージを感じさせることになります。まずは、①分かりやすい言葉を使う、②親しみやすい言葉を使うことです。

筆者プロフィール

大塚康男（おつかやすお）

1946年東京生まれ。1970年日本大学法学部卒業。1973年市川市職員、同総務部法規係長、企画部企画課長補佐、環境部指導調整室長、総務部法務室長、総務部次長、議会事務局長、教育次長。2007年から市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）客員教授（「行政訴訟の実務」「住民監査請求」「議会事務」「危機管理」「債権管理」）。その他、自治大学校、全国市町村国際文化研修所、自治体が行う職員研修の講師。危機管理関連の著書に『実務住民訴訟』『議会人が知っておきたい危機管理術』『自治体職員が知っておきたい債権管理術』『新版・自治体職員が知っておきたい危機管理術』『議会人が知っておきたい財務の知識』『自治体職員が知っておきたい財務の知識』などがある。

市民が創る くらしたい栗原

はじめに

栗原市は、平成17年4月、旧栗原郡10町村が合併し誕生しました。宮城県の内陸北部に位置し、面積は805km²と宮城県内一広く、秀峰「栗駒山」、野鳥の宝庫「伊豆沼・内沼」をはじめ、自然豊かな田園都市です。高速道路の2つのインターチェンジと東北新幹線くりこま高原駅といった高速交通体系も整備され、首都圏からのアクセスにも恵まれています。

さらには先人が築き上げた歴史や文化が継承されており、古くから奥州街道の宿場として栄え、藩主や各藩重臣が通行の際に宿泊した「旧有壁宿本陣」や、宮城県から秋田県に通じる関所である「仙台藩仙北御境目寒湯番所」など、現在でも当時を忍ばせる史跡があ

ちらこちらに残っています。

これらの地域の魅力を最大限に生かし、「市民が創る くらしたい栗原」を基本理念として市政運営に取り組み、基幹産業である農業を核とした6次産業の推進や子育て支援策の充実など、日本一のまちづくりを目指しています。

若者定住のまちづくり

全国的に少子高齢化が進む中で、本市でも人口が減少傾向にあります。この深刻な状況に歯止めを掛けるためには大胆な施策が必要であると考え、平成28年度を目標とした「新たな7つの成長戦略」を掲げました。特に、人口減少の抑制と若年層の移住・定住を促進するための施策として、平成25年7月に「定住促進室」を設置し、独自の事業を展開しています。

一例を挙げれば、若者の就労機

会の多様化や結婚観の変化などにより未婚化や晩婚化が進んできていることから、独身の男女の仲をサポートする婚活プランナーの認定や、わが子の結婚を真剣に考えている親同士の交流会の開催など結婚対策に取り組み、独身男女の出会いの場として「スイーツであま〜い出会いくりはら甘コン」など、趣向を凝らした婚活イベントも開催しています。

これらの事業に加え、工業団地や定住促進住宅の整備、そして、本市へ移住、定住してもらうため「みんなで『イイね!!』をシェアするまち 住まいる栗原シェアリングタウン」として宅地分譲を行うなど、「ずっと住み続けたい」「栗原市に住んでみたい」と思っているだけの魅力あるまちづくりのため

め、全庁挙げて、組織横断的に取り組んでいます。

復興への思い 栗駒山麓ジオパーク

平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震により、本市は震度6強を記録し、甚大な被害を受けました。特に、荒砥沢ダムの北側で起きた「大規模な地滑り」は国内最大級の規模で、現在でも当時の様子やつめ跡が分かるほどであり、非常に貴重な「地質遺産」であると考えています。

このことから、地震の記録や崩落地の地形・景観を、防災の教育や学術研究、さらに観光への活用、そして、復興に結び付けるため、「栗駒山麓ジオパーク構想」を掲げ、現在、平成27年度の「日本ジオパーク」認定に向け活動しています。

鎮魂と防災への強い思い、そして被害を受けた市民生活の再生、産業の再建を果たすこと、さらには、ここで起こった日本最大級の



栗駒山と田園を舞う白鳥

地滑りや、災害時の様子を語り伝えることは、日本という地震列島で生きるための「人の知恵」となるものであり、「防災の聖地」として、ここに来れば誰もが防災を学べるようなジオパークを目指しています。

また、珍しい地形・地質を見せる自然の公園だけではなく、ラムサール条約登録湿地である伊豆沼・内沼などの水資源や、栗駒山や世界谷地などの自然資源、長屋門や古道といった歴史・文化資源、豊かな田園地帯と、清らかな水はぐくんだ食文化などを生かし「栗原市全域をジオパーク」とし

た想定エリアとして計画を進めています。

そして、将来的には、既にジオパークに認定されている秋田県湯沢市の「ゆざわジオパーク」や、東日本大震災により被害を受けた東北沿岸部の三陸ジオパークと連携する予定であり、これにより地域が活性化する「きっかけ」となることを期待しています。これらの被災地は、互いに「復興への想い」を強く持つもの同士として、力強くつながっています。この想いは、それぞれに壮絶な経験をした被災地をつなぎ止める、まさに復興・防災への想いのネットワークとして、いつの日か大きな要となり、互いのジオパークで語り継いでいくことが、私たちの責務であると考えています。

合併から10年 さらなる発展へ

現在、震災からの復旧・復興を進めるとともに、大震災などで激減した観光客数を増やす取り組みや、企業誘致による雇用の場の確保、子育て支援の充実と若者の定住促進、教育環境や医療・福祉の充実など、「新たな7つの成長戦

略」に掲げた施策を展開すること
で、「市民が創るくらしたい栗原」
の実現に向け「もっと前進」して
いくものと確信しています。
平成27年度は合併から10周年の
節目の年となります。
合併10周年を記念する行事とし
て、栗原ドリームアンバサダーの
皆様のご協力をいただきながら
ら、さまざまなイベントを企画し

プロフィール

- ◆ 面積 804.93 km²
- ◆ 人口 7万2881人
- ◆ 世帯数 2万4829世帯

〔将来都市像〕市民が創るくらしたい栗原

〔まちの特徴〕栗駒山をはじめとする美しい山々や、その麓に広がる田園地帯、迫川や伊豆沼・内沼などの豊かな自然に恵まれたまち

〔市町村合併〕平成17年4月1日、築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波



栗原市長
佐藤 勇



ています。
合併後2度にわたり大震災に見舞われ、全国から寄せられた温かいご支援に報いるためにも、これらのイベントを通じながら、栗原の魅力をもっと元気な姿を全国に向け発信していきます。
栗原市のさらなる発展と、20年後、30年後につながる道標として、深く心に刻みながら。

〔特産品〕そばだんご、栗駒耕英産イワナ、若柳牛、そばはっと、正藍染、若柳地織

〔観光〕国定公園栗駒山、世界谷地、伊豆沼・内沼、山王史跡公園、浅布溪谷、細倉マインパーク

〔イベント〕栗原市民まつり、くりこま山車まつり、つきだて薬師まつり、栗原市せみね桜まつり

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

わが

市民と築く美しい景観のまち

歴史と文化が息づくまち

市川市は千葉県の西北部に位置し、江戸川を隔てて東京都に隣接しています。地域のほとんどが都心から20kmの圏内に含まれることから交通網が発達し、都心への通勤が便利な住宅都市として発展してまいりました。



地域ブランド「市川の梨」

市川に人が住み始めたのは、今から約2万年前といわれています。東京湾に面していることから、全国でも有数の規模を誇る縄文時代の馬蹄形貝塚など、先人たちの生活の様子をうかがうことができます。遺跡が数多くあります。

奈良時代には下総の国府が置かれ、万葉集の和歌には、市川に住んだ手児奈(てこな)という美しい娘の伝説が詠われています。

また、本市は全国一の梨生産地である千葉県の中でも、市町村別産出額がトップクラスを誇る一大産地であり、特許庁の地域ブランドの認証を受けて「市川の梨」として全国に出荷されています。

「住み続けたい」と思う、
美しい景観のまち

住宅都市として発展してきた本

市においては、市民に愛されるまち並みをつくり、維持・保全していくことが重要です。

私は、まち並みは私たちの生活を映し出すものと考えております。

例えば通勤通学から帰宅した市民を迎える穏やかでくつろげるまち並みの存在は、日々の生活の潤いとなります。また、子どもや高齢者など地域で生活する人の心を豊かにしてくれます。

そこで、美しい景観のまちづくりを担当する部署として「まち並み景観整備課」を設置し、積極的に景観形成に取り組んでいます。住宅地のガーデニングや塀のない開放的な空間の創出、花や街路樹による道路や駅前景観の充実、寺社の参道や歴史ある建物などの修景により、人々に愛されるまち並みを実現してまいります。

行財政改革の取り組み

都心に近く利便性が高い住宅都市として発展してきた本市においても、ここ数年は、景気が低迷し、税収が伸び悩む中で、厳しい財政運営を行っていかねばなりませんでした。

本市の歳入は、市税が約60%を占めており、社会経済情勢の変化が大きく影響します。本市の税収は、平成20年のリーマンショック後に減少しましたが、国の経済政策などの効果から近年回復傾向となり、平成26年度、3年ぶりに地方交付税不交付団体に移行し自主財源の割合はさらに高くなっています。

私は、47万人都市を経営していく姿勢として、市民サービスの充実を図るとともに、健全な行財政運営の実現を目指しております。そのためには自主財源を確保することと、市民目線・企業経営の視点で行財政改革を進めていくことが重要と考えております。

市長就任後、市民や有識者から構成される「市政戦略会議」を設置し、行財政改革などに関して貴重なご意見をいただいております。

特に、平成25年度には、公民館などの公の施設の使用料に関して、大きく見直すよう答申をいただきました。その後、安定経営の実現と、受益者負担の適正化について、さまざまな側面から市民とともに検討した結果、使用料金については、現在の3倍を上限として改正し、平成27年度中に実施することが決まりました。併せて、道路占有料の見直しも行われること

になっていきます。このような改革は、市民の痛みを伴うものではありませんが、10年後の本市のために、今必要なことと考えております。さらに、現在直営で管理してい



江戸川区と同時開催の「市川市民納涼花火大会」
(来場人数:139万人)

人、芸術家たちの足跡を市内の観光拠点として整備し、まち歩きしやすい回遊マップを作成するなど、市外からの観光客も楽しめる

る地方卸売市場や保育園などについて、民営化などの経営主体の見直しを進めるため、私が直接指揮を執る経営改革室を設置したところです。また、人事給与制度につきましても職員のモチベーションの向上と給与水準の適正化の観点で改革を進めております。

次の世代に引き継ぐために

本市は昭和9年の市制施行から平成26年で80年を迎えました。先人たちの努力により築かれたまちを、さらに発展させ次世代に引き継ぐ手段の一つとして、多くの人に市川の魅力を知っていただき、訪れていただく取り組みを進めております。

温暖な気候と風光明媚な土地柄を愛して市川に住んだ多くの文

よう工夫しております。

また、平成23年度からは市民とともに推進する花と緑が豊かな魅力あるまちづくりとして「ガーデンング・シティ いちかわ」を実施しています。丹精込めてつくり上げたご自宅の庭を一般に公開する「オープンガーデン」は、市民交流の場としてにぎわっています。

また、耐震性の不足やバリアフリー化が遅れている市庁舎については、平成32年度完成に向けて建

プロフィール

- ◆ 面積 56・39 km²
- ◆ 人口 47万2775人
- ◆ 世帯数 22万7927世帯

〔将来都市像〕ともに築く自然とやさしさがあふれる文化のまち いちかわ
〔まちの特徴〕江戸川を隔てて東京都と隣接しながらも、緑地と水辺の自然環境に恵まれた、歴史と文化のまち
〔特産品〕市川の梨（地域ブランド）、



市川市長
大久保 博



海苔、トマト、ネギ、大根、いちかわバラ物語（和・洋菓子）
〔観光〕中山法華経寺、里見公園、市立動物園、市川市東山魁夷記念館、アイ・リンクタウン展望施設、
〔イベント〕市川市民納涼花火大会、市川市民まつり、市川市民元旦マラソン、下総・江戸川ツーデーマーチ

設計画を進めております。新庁舎は、市民サービスの拠点、防災の拠点としての役割を担い、さらに、市民活動の拠点として「協働テラス（仮称）」の設置を検討しております。

これからも、市民の皆さまがまちに愛着や魅力を感じることができ、多くの人に住んでみたい、住み続けたいと思っただけの質の高いまちを目指して市政運営に取り組んでまいります。

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

わが

みなんで築く「ささえあい」と
「活力」の都市を目指して

はじめに

みよし市は、昭和33年4月に人口9043人で町制を施行し、昭和36年の愛知用水の通水が豊かな水の恵みをもたらし、農業生産は飛躍的に向上しました。また、町制施行当時より積極的に企業誘致を進め、自動車関連産業をはじめとする数多くの優良企業の進出により確固たる財政基盤が確立し、就労の機会が充実するなど活力あるまちへと大きく変貌しました。昭和54年には、名鉄豊田線の開通を契機に「三好ヶ丘駅」「黒笹駅」を中心とした大規模な住宅開発が進み、多くの皆さんが移り住まれ、現在の人口はおよそ6万人。実に町制施行時の6倍という人口規模にまで発展し、平成22年1月に愛知県で36番目の市となりました。

また、カヌー競技をはじめとするスポーツの振興や市内70カ所に彫刻作品を展示する、アートのあるまちづくりにも取り組んできました。まちの風物詩となっている「三好池まつり」「三好いいじゃんまつり」「三好大提灯まつり」の夏の三大まつりは、市内外から訪れた多くの皆さんの心に潤いと感動を与え、交流の輪が広がるなど、魅力あるイベントとして親しまれています。

魅力ある活力と
にぎわいのまち

本市は、歴史文化や地域資源を生かしながら、愛着と誇りを持つ新しい魅力をつくりつちかい、生き生きとしたにぎわいのあるまちを目指しています。そこで、子どもからお年寄りまで、あらゆる世代を対象にしたスポーツ振興に力を注ぎ、市民の皆さんが明るく健康的な暮らしを実現できるよう、体育祭やマラソン駅伝大会などの催しを数多く開催しています。中でも力を入れているのがカヌー競技。平成6年の「わかしゃち」国体でカヌー競技が開催されて以来、「カヌーのまち」としてカヌーポロの普及など多彩な施策を推進してきました。その結果、三好池ではレーシング競技、保田ヶ池ではカヌーポロの常設コートを構え、日本有数の競技場として毎年多くの大会が開催されています。平成16年には、アジア初となるカヌーポロの世界大会「第6回世界カヌーポロ選手権大会」の舞台となり、各国の選手たちによる熱いドラマが繰り広げられました。

また、平成15年からは誰でも、簡単に、楽しく、交流できる、環境に配慮した10人乗り手漕ぎゴムボート「Eボート」を使った交流会を毎年実施しています。

文化・芸術に親しみ・
はぐくむまち

本市は、文化や芸術に親しみながら心豊かに暮らせるまちを目指しています。平成28年に開館予定の図書館機能や生涯学習機能、交流機能を備えた「(仮称)図書館学習交流プラザ」の整備をはじめ、文化センターサンアートでは音楽や演劇、歴史民俗資料館では企画展を定期的に開催し、文化・芸術の充実を図っています。

また、平成26年11月3日には、市内に現存する明治時代の建物として昔ながらの姿を良好に維持しており当時の生活文化を伝える、市指定文化財「石川家住宅」がオープン。初代三好村の村長を務めた石川愛次郎氏いしかわあいじろうから息子正雄氏まさお、正雄氏の息子恒夫氏つねおまでおよそ

100年間守られてきたこの家屋には、現在の生活様式では見ることの少ない長屋門や蔵などがほとんど当時のまま維持されており、後世に伝える文化施設として利用していきたいと考えています。

ほかにも、市内各所に70点の彫刻を設置し、誰もが自由に芸術に触れる機会を提供しています。この作品は、平成元年度から「アートのある暮らし」をコンセプトに開催された「アートヒル三好ヶ丘彫刻フェスタ」で、平成15年度の最終年までに入選した作品で、この企画は平成13年に、地域文化の形成に貢献し、また、人と人との新しいコミュニケーションを提案



市指定文化財「石川家住宅」の長屋門

している点が高く評価されグッドデザイン賞を受賞しました。

**みんなで助け合える
福祉のまち**

本市の高齢化率（平成26年11月1日現在）は16%台と全国の平均と比較して低い水準ではありますが、地区によっては30%を超えるところもあり、また、団塊世代が10年後には75歳になることから高齢化社会への対策が必要となつてきています。そこで本市では、認知症サポーターの養成や回想法などの事業を積極的に展開しています。

認知症サポーターとは、認知症についての正しい知識を持ち、日常生活で認知症の人と出会ったときに適切な対応ができるボランティアのこと。本市では、小学生を含め多くの人が認知症サポーター養成講座を受講し、現在はおよそ9280人のサポーターがいます。今後も年間1500人を対象に講座を開催していきます。

また回想法とは、懐かしい写真や絵を見たり触れて会話したりして、昔の体験を思い出すことで精神の安定を図る心理療法ののこと。

本市では、市内にある特別養護老人ホームとの協働により、高齢者の認知症予防や進行抑制に努めています。

ほかにも、認知症の有無を問わず、誰でも参加できる「認知症カフェ」や高齢者を介護する家族を対象とした「地域サロン」などを開催し、より一層生きがいを持つて安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。

プロフィール

- ◆ 面積 32・11km²
- ◆ 人口 5万9671人
- ◆ 世帯数 2万2468世帯

〔将来都市像〕みんなで築きあげる成熟したまちみよし

〔まちの特徴〕豊かな自然と活気あふれる産業、香り高い文化の調和がとれた住環境に恵まれたまち

〔特産品〕柿、ナシ、ブドウ、ウメ、柿酢ドリンク「いいじゃん美人」、みよし梅ワイン「あざみ野」、梅干し「あ



みよし市長
小野田賢治



ざぶばあちゃんの手づくり梅干し」、梨の実シユース

〔観光〕三好稻荷閣、福谷城跡、石川家住宅

〔イベント〕三好池桜マラソン、保田ヶ池カップカヌーポロ大会、三好池まつり、三好いいじゃんまつり、三好大提灯まつり、三好八幡社秋の大祭、産業フェスタみよし、新春みよし市マラソン駅伝大会



小学校で開催された「認知症サポーター養成講座」の様子

※ 面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

「つながりの豊かなまち」を目指して

はじめに

沖縄本島の南端に位置する糸満市は、那覇空港から約10分の距離にあり太平洋と東シナ海が織りなす青や、サトウキビや野菜類の緑、年間を通して咲き誇る草花の赤など、南国の島らしい色彩が溢れるまちです。

沖縄戦終焉の地である本市は、全国唯一の戦跡国定公園を有し、平和祈念資料館やひめゆりの塔、各県の慰霊碑などが置かれています。恒久平和の祈りの場として修学旅行生や慰霊団を受け入れ、風化させてはならない記憶を次世代へ正しく伝える平和都市として重要な使命を担っています。

また、多くの自然の恵みを受けて発展してきた歴史から、地域特性を考慮した新エネルギーの利用

や省エネ対策に積極的な取り組みをしています。ごみの資源化や市庁舎における太陽光発電の導入、糸満市観光農園の風力発電、公共施設のLED照明化など、地球にやさしい事業や「新エネ百選」「次世代エネルギーパーク」の認定を受けていることから、県内外から関心を集めています。



「新エネ百選」に選定された「糸満市庁舎」と沖縄振興一括交付金を活用した「電気自動車」

子どもたちの笑顔が溢れるまちづくり

平成20年の市長就任後、最も力を注いでいるのが、「一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現」です。共働き世帯が多く、待機児童の解消は、地域の大きな課題であったため、保育所の受け入れ枠を380人分拡充しました。また、並行して働く機会の創造に努め、700名を超える新規雇用を生み出しました。その結果、合計特殊出生率1・99と全国平均と比べ極めて高い値を維持し、0歳から4歳までの5歳年齢階級が3年前と比べ233人増、さらに人口も1200人増と、節目であった6万人を平成26年10月に達成することができました。今後とも、保育施設の認可や増

改築などにより2000人を超える入所児童定員を増やすなど、本市の強みである子育て支援施策を一層充実させるとともに、雇用拡大に努め、人口減少時代にあっても力強く発展する市政運営に取り組んでまいります。

地域の魅力を生かした産業振興

太平洋と東シナ海が交差し、豊かな魚場に恵まれていることから、古くから漁業のまちとして栄えてきました。また、本県唯一の第三種漁港を有し、南方漁業への前進・中継基地および水産物流通拠点漁港として多くの県外船を受け入れています。

漁港背後地には水産加工団地や地域の特産品を販売する道の駅など、一次産業から三次産業まで切れ目のない環境整備により、年間100万人を超える来場者でにぎわう商業施設に成長しています。今後とも、活力ある水産都市としての環境整備に取り組みとともに



糸満市特産「美(ちゅ)らキャロット」

に、多様な産業連携を見据えた振興策を推進してまいります。

一方、農業の分野においても、沖繩本島の野菜どころとして知られ、ニンジン、レタス、ゴーヤーのほか、パッションフルーツ、小菊、肉用牛が拠点産地として認定を受けています。

市としても、地下ダムの利用促進や下水道再生水の利用可能性調査への協力など、「水あり農業」の拡大に取り組みとともに小規模農家支援と島ヤサイの生産消費の拡大、畜産の優良系統種導入など地

域の新たなブランドづくりを推進し、農業力のさらなる向上に努めているところであります。

観光にあつては、平和学習や慰霊団の受け入れなど沖繩の初期型観光を支えてきました。しかし、本島北部の観光施設設置や体験型観光への対応の遅れなどにより、多くの修学旅行生を受け入れる平和祈念資料館でさえ大幅な入館者の減が続き、市域を超えた観光振興策の強化が求められています。

そのため、伝統、文化、暮らし、産業、平和、エコをはじめ、地域の特色に磨きを掛け、観光資源化する「誰もが訪れたいくなるまちづくり」事業を実施しています。本事業は、市全体を屋根の無い博物館に見立て、漁村の街並み保全や沖繩らしい暮らしの体験、地域の歴史や文化・平和の語り部育成、市内観光地へのアクセスを確保するための公共交通整備、さらに本島南部の観光資源の情報を提供する観光センターの設置など、「人と人」「今と未来」「まちとまち」をつなぐ、仕組みづくりに取り組んでいるところであります。

観光は本県のリーディング産業として位置付けられていること

から、国・県と連動しつつ、糸満市らしい施策の展開に努めてまいります。

むすびに

厳しい財政状況、失業者や生活保護世帯の増加、待機児童問題、環境対策、少子高齢社会の到来、地域の空洞化、それぞれが混在し広がる社会不安など、まちづくりには多くの課題があります。本市にあつては、それぞれの立場を理

解し、相互のかかわりを大切にしたい。まちづくりが必要と判断し、『つながり』を基軸に市総合計画を策定しました。

『つながり』には、生命の連鎖、物質の循環、支え合い、助け合い、連携などの意味を含んでいます。

地域社会のあらゆる場面で多くの『つながり』が実践され、市の将来像である「つながりの豊かなまち」を目指し、全力で市政運営に取り組んでまいります。

プロフィール

- ◆ 面積 46・63 km²
- ◆ 人口 6万125人
- ◆ 世帯数 2万3936世帯

〔将来都市像〕つなかりの豊かなまち
〔まちの特徴〕美しい自然と地域に根差した独自の伝統と文化を大切に守り、引き継いできたまち

〔特産品〕かまぼこ、花卉、ニンジン、レタス、ゴーヤー、パッションフルーツ



糸満市長
上原裕常



ツ、ガラス工芸
〔観光〕ひめゆりの塔、平和の礎、白銀堂、具志川城跡、南山城跡、糸満市観光農園、美々ビーチ
〔イベント〕糸満ハレレ、糸満大綱引、糸満ふるさと祭り、いとまんピースフルイルミネーション、糸満市長杯サイフィンコンテスト、なんぶトリムマラソン

※ 面積は国土地理院「全国都府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

全国市長会の

動き

11月19日～12月18日

詳細につきましては、全国市長会ホームページ
(<http://www.mayors.or.jp/>)
をご参照ください。

#1

安倍総理が消費税率引上げの
先送りを表明されたことを受け、
本会の森会長と全国町村会の
藤原会長が連名でコメントを発表

安倍総理が平成27年10月に予定されていた消費税率10%への引上げについては、これを平成29年4月に先送りする判断を表明されたことを受け、11月19日、本会の森会長と全国町村会の藤原会長は連名でコメントを発表し、国に対し、社会保障改革プログラム法等に基づく改革が滞ることのないよう万全の措置を講じること、また、市町村が社会保障の充実確保に適切に対応できるように必要な財源を確実に手当てすることを強く求めた。

〔社会文教部〕

#2

「空家等対策の推進に関する特別措置法」
の成立を受け、森会長がコメントを発表

11月19日、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の成立を受け、森会長がコメントを発表した。

コメントでは、本法成立に当たった関係各位の尽力に敬意を表するとともに、市町村が行う空家等対策に対する必要な税制上の措置の具体化に当たっては、都市自治体の意見を聞き、それを反映することについて求めた。

〔経済部〕

#3

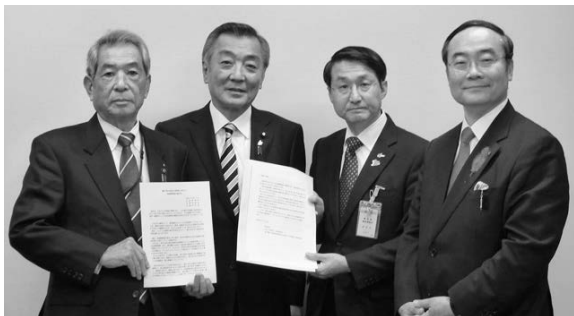
副会長の松浦・防府市長が、
「真の地方再生の実現に向けて」
―地域間格差の是正を―により
自由民主党の松本・政務調査会長
代理等に要請

11月20日、松浦・防府市長は、本会・全国知事会・全国町村会の三団体を代表して「真の地方再生の実現に向けて―地域間格差の是正を―」により自由民主党の松本・政務調査会長代理に選挙公約に反映するよう要請を行ったほか、公明党の榊屋・政務調査会長代理要請に提出した。

松浦・防府市長からは、特に市町村の立場から、人口減少対策として「市町村の乳幼児医療の無料化」や「多子世帯への支援」など子育て世帯の経済的負担の軽減について、

ナショナルミニマムとして国が実施すること等を選挙公約へ反映するよう要請した。

〔企画調整室〕



松本・政務調査会長代理（左から2番目）に要請する松浦・防府市長（左）

#4 「まち・ひと・しごと創生法」の成立を受け、森会長がコメントを発表

11月21日、「まち・ひと・しごと創生法」の成立を受け、森会長がコメントを発表した。

【企画調整室】

#5 森会長が「平成27年度税制改正に関する要望」により自由民主党の

森山裕・税制調査会幹事、公明党の齊藤鉄夫・税制調査会長等に面談のうえ要請(平成26年12月18日)



森山裕・自由民主党税制調査会幹事(左)に要請する森会長

に面談の上、「平成27年度税制改正に関する要望」の実現方について要請を行った。【財政部】

平成26年全国市長会を取り巻く主な動き

■第84回全国市長会議を開催

6月4日、第84回全国市長会議等を開催。

「東日本大震災からの復旧・復興に関する決議」、「地震・津波等防災対策の充実強化に関する決議」、「東京電力福島第一原子力発電所事故への対応と原子力安全対策等に関する決議」、「地方の創意を活かした分権型社会の実現を求める決議」、「都市税財源の充実強化に関する決議」、「持続可能な国民健康保険制度の確立に関する決議」の6件の決議を決定。

■地方創生関係

5月に日本創成会議の人口減少問題検討分科会が発表した「ストップ少子化・地方元気戦略」を契機に「人口減少社会」そして「消滅可能性自治体」がクローズアップ。

政府一体となって人口減少問題に取り組むため、9月3日、安倍・総理を本部長、石破・地方創生担当大臣と菅・官房長官を副本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」(地方創生本部)が発足、基本政策検討チームヒアリングにおいて7市長が意見表明。

11月13日、理事・評議員合同会議において、「地方創生の実現に向けた決議」を決定。

11月21日、「まち・ひと・しごと創生法案」と、活性化に取り組む地方自治体を国が一体

的に支援する「地域再生法の一部を改正する法律案」の地方創生関連2法案が可決・成立、会長コメントを発表。

12月27日、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定、地方六団体会長コメントを発表。

地方六団体は、地方創生担当大臣との意見交換を2回開催。

■少子化対策・子育て支援に関する研究会設置

都市における子育て支援や若年層の増加に向けた取組みについて調査、研究を行うため、7月、政策推進委員会のもとに「少子化対策・子育て支援に関する研究会」を設置。

- ①人口減少対策に関するアンケート調査、
- ②合計特殊出生率上位30市の取組調査、③合計特殊出生率の高い諸外国の事例調査、④児童手当財源を活用した場合の子ども・子育て支援拡充に係る試算調査、⑤少子化対策・子育て支援に係る市単独事業及び縦割り行政を排した市事業に関する調査等を実施。

10月24日、「目指せ出生率アップ!」国への緊急アピール」を取りまとめ。

■第47回衆議院議員総選挙

11月21日に衆議院解散し、第47回衆議院議員総選挙が12月2日公示、12月14日投開票。12月24日、第3次安倍内閣が発足。

解散・総選挙に伴い、平成27年度政府予算については越年編成。

自由民主党、公明党、民主党の各政党のマニフェストを11月役員会決議をもとに整理。

■「提案募集方式」を導入

4月30日、総理を本部長とする「地方分権改革推進本部」において、「提案募集方式」を導入することを決定。

今後の地方分権改革においては、地方自治体の発意に根ざした取組みを推進することとし、これまでの委員会勧告に代わる新たな改革手法として、同方式を導入し、個々の地方自治体等からの意見を広く取り上げることとする。

7月15日の締め切りまでに、126団体から953件の提案が提出され、政府において、平成27年1月に対応方針を閣議決定するとともに、法律改正が必要な事項については、所要の法律案を通常国会へ提出することとしている。

■第4次一括法が成立

5月28日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律

の整備に関する法律案（第四次一括法案）」が成立。

政府の「地方分権改革有識者会議」で検討された、国から地方への事務・権限の移譲及び、第30次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲について、関係する63法律を一括して改正。

■第31次地方制度調査会が発足

5月15日、第31次地方制度調査会が発足。本会から、委員として森会長が参画。安倍・内閣総理大臣から、「人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等」について諮問。

■地方自治法の一部改正

5月23日、「地方自治法の一部を改正する法律」が成立。同法は、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、指定都市制度の見直し、中核市制度と特例市制度の統合及び新たな広域連携制度の創設等の措置を講ずるもの。

■地方公務員法の一部改正

人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理適正を確保するための措置を講ずるこ

と等と内容とする「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が、4月25日に可決・成立し、5月14日に公布。

今後、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされ、人事評価制度については、平成28年4月から本格実施が予定。

■東日本大震災に係る被災市町村に対する人的支援を決定

東日本大震災に係る被災市町村に対する人的支援について、全国町村会、総務省及び被災県との協力により中長期的な職員派遣を実施し、約540名の派遣が決定。また、元職員等の情報提供により、約20名の採用等が決定（平成26年11月1日現在）。さらに、平成27年度においても引き続き人的支援を依頼。

■全国防災・危機管理トップセミナーの開催

6月4日、「全国防災・危機管理トップセミナー」（主催：内閣府（防災担当）・消防庁、協賛：全国市長会）が開催され、約180名の市区長が参加。具体的な災害等の危機事態における市区長のリーダーシップ力及び初動対応力の向上を目的として、講演等を実施。

■「地方公共団体情報システム機構」の設置

4月1日、社会保障・税番号制度を執行する組織として、地方共同法人の「地方公共団体情報システム機構」を設置。

今後、番号制度は、平成27年10月からの付番・通知、平成28年1月から個人番号の利用開始、個人番号カードの交付を予定。

■過疎法の一部改正

3月26日、「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が可決・成立し、4月1日に公布。

これにより、新たに22市町村が過疎地域に指定されるとともに、火葬場や障害者福祉施設、し尿処理施設を含む一般廃棄物処理施設など8つの施設が過疎対策事業債の対象施設として追加。



■消費税率(国・地方)10%引き上げの延期

4月1日から消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたが、安倍総理は11月18日の記者会見において、11月17日に発表された7~9月期の国内総生産(GDP)速報値の結果等を総合的に勘案し、いわゆる、「税制抜本改革法」の附則に基づき、平成27年10月に予定されていた消費税率(国・地方)10%への引き上げを平成29年4月まで1年半延期することを表明。

■平成27年度税制改正

「平成27年度税制改正大綱」(12月30日自由民主党・公明党)において、市町村の基幹税目である固定資産税の償却資産課税に関する税制措置やゴルフ場利用税の廃止を求める意見が、前年度に引き続き議論の俎上(そじょう)にのぼったが、いずれも市町村財政運営に不可欠な重要税源であることが理解され、現行制度を維持することが決定。

■国保基盤強化協議会において、平成27年通常国会への法案提出を目指し、国保改革を協議

厚生労働省は、1月31日、社会保障改革プログラム法が掲げる国保改革の具体化に向け、同省政務3役と地方代表(執行3団体)による「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」(国保基盤強化協議会)を再開、8月8日、「国民健康保険の見直しにつ

いて(中間整理)」を取りまとめ、見直しの課題や方向性を整理。

同省は、中間整理で引き続き検討するとしている事項について、地方の理解が得られるよう更に議論を深め、必要な法律案の平成27年通常国会提出を目指す。

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が成立

政府は、4月4日、中央教育審議会の答申等を踏まえ、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出、6月13日成立、同月20日公布、平成27年4月1日施行。

同法は、①教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」を置き、首長が議会の同意を得て直接任免を行う、②首長は、首長と教育委員会により構成される「総合教育会議」を招集し、同会議において教育の振興に関する施策の大綱を策定する等を規定。

■医療介護総合確保推進法が成立、地域における医療・介護の総合的確保を推進

6月18日、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(医療介護総合確保推進法)」が成立、同月25日に公布・施行(医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行)。

社会保障改革プログラム法に基づき、効率

的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進。

また、消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置し、医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」(9月)を策定。

■「農地制度のあり方について」(地方六団体報告書)をとりまとめ、政府、与党国会議員はじめ関係方面へ要請

地方六団体は、1月に「農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム」を設置し、8

月に地方六団体の総意として「農地制度のあり方について」(地方六団体報告書)を取りまとめ。

その後、同報告書の実現に向け、全国知事会、全国町村会と連携し、10回の要請活動を行い、農林水産大臣、地方分権改革担当大臣をはじめ、政府・与党の関係国会議員40人以上に面談要請。

さらに、内閣府の地方分権改革有識者会議農地・農村部会によるヒアリングに3回出席し、有識者や農林水産省幹部と意見交換。

■空家等対策の推進に関する特別措置法が成立

11月19日、長年にわたり法制化を強く要請してきた空家等対策について、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が議員立法で成立。

同日、本法成立を受け、森会長がコメントを発表。コメントでは、本法成立に当たっての関係各位の尽力に敬意を表するとともに、市町村が行う空家等対策に対する必要な税制上の措置の具体化に当たっては、都市自治体の意見を聞き、それを反映することについて要望。

■土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する意見書を提出

10月7日、地方自治法第263条の3第5

項の規定に基づき、国土交通省水管理・国土保全局水政課から「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」について情報提供。

経済委員会名で国土交通省に対し、土砂災害警戒区域等の一刻も早い指定の完了及び防災体制の整備に必要な財政支援措置等を講じるよう意見書を提出。

■都市施策検索システムの運用開始

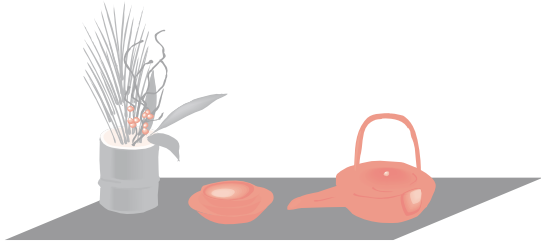
都市自治体独自の施策に関する情報を共有し政策の立案に資するとともに、報道機関をはじめ広く国民に対し都市自治体の取り組みを情報発信するため、12月から「都市施策検索システム」の運用を開始。

都市自治体の担当者が、年度毎に定めたテーマ(平成26年度は「人口減少対策」)に基づき直接入力・登録した施策情報を、誰でもいつでもリアルタイムで閲覧・検索・入手することが可能。

12月末現在、約650件の施策を掲載。

■第76回全国都市問題会議を開催

10月9日、10日の両日、高知市において、「都市と新たなコミュニティ〜地域・住民の多様性を活かしたまちづくり〜」をテーマに全国から約1900名の参加者を得て、第76回全国都市問題会議を開催。地域・住民の多様性を活かしたまちづくりの取り組み等について熱心に討論。



平成27年度における東日本大震災に係る被災市町村に対する人的支援について(依頼)

全国市長会 災害対策本部

- 東日本大震災に係る被災市町村においては、復興事業の本格実施に伴う膨大な業務に対応するため、引き続き全国の市区町村からの人的支援が求められているところであります。
- このことから、全国市長会では、平成27年度における東日本大震災に係る被災市町村に対する人的支援につきまして、平成26年12月4日付・各市区長及び都道府県市長会会長等宛て、
 - ①市区職員の中長期的な派遣
 - ②市区の第三セクター等職員の中長期的な派遣
 - ③市区の元職員等の情報提供
 についてそれぞれ依頼を行わせていただいております。
- つきましては、被災市町村の実情をご賢察のうえ、平成27年度における被災市町村に対する人的支援につきまして、引き続き特段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- 詳細につきましては、平成26年12月4日付・全国市長会からの依頼通知をご覧くださいませようお願い申し上げます。

【全国市長会ウェブサイト(メンバーズページ)参照】

https://www.mayors.or.jp/member/p_saigaihonbu/2014/12/261204daishinsai-dl.php

【事務局】

全国市長会 災害対策本部 (担当：行政部)
 電 話 03-3262-2310
 電子メール haken@mayors.or.jp

平成27年度における東日本大震災被災市町村への職員派遣について
 [全国市長会・全国町村会スキームによる中長期的な職員の派遣]

派遣要望状況等 (平成26年12月4日現在)

(参考) 職種別の状況

県 名	要 望 状 況	
	市町村数	人 数
岩 手 県	8	350
宮 城 県	13	988
福 島 県	18	172
合 計	39	1,510

職 種	要望人数
一 般 事 務	729
土 木	526
建 築	128
保 健 師	39
農 業 土 木	17
電 気	22
機 械	12
そ の 他	37
合 計	1,510

【総務省ウェブサイト参照】

http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/70131.html